

岐阜県強靱化計画アクションプラン 2026

令和8年3月
岐阜県

目次

第1章 岐阜県強靱化計画アクションプラン2026の策定	- 1 -
1 アクションプラン策定の趣旨	- 1 -
2 施策の重点化	- 1 -
第2章 令和8年度に実施する主要施策	- 4 -
(1) 交通・物流 ～交通ネットワークの強化～	- 4 -
(2) 国土保全 ～河川、砂防、治山、火山等対策～	- 9 -
(3) 農林水産 ～災害に強い農地・森林づくり～	- 14 -
(4) 都市・住宅／土地利用 ～災害に強いまちづくり～	- 18 -
(5) 保健医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～	- 23 -
(6) 産業 ～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～	- 30 -
(7) ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～	- 32 -
(8) 行政機能 ～公助の強化～	- 36 -
(9) 環境 ～廃棄物及び有害物質対策～	- 48 -
(10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 ～自助・共助の最大化～	- 50 -
(11) 官民連携 ～民間リソースを活かした対応力強化～	- 55 -
(12) メンテナンス・老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～	- 57 -
(13) デジタル等新技術活用 ～デジタル等新技術による強靱化施策の高度化～ ..	- 60 -

第1章 岐阜県強靱化計画アクションプラン2026の策定

1 アクションプラン策定の趣旨

令和7年度から5年間の強靱化の推進方針を示した「第3期岐阜県強靱化計画」（以下「第3期強靱化計画」という。）の着実な推進を図るため、施策分野ごとの主要施策を明らかにした「岐阜県強靱化計画アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）を毎年度定めることとしている。

強靱化の取組については、アクションプランにおいて、詳細な事業・施策を具体化し、第3期強靱化計画と一体的に推進していくこととする。

なお、アクションプランで具体化した事業・施策については、少ない自己資金で必要な事業を実施する「レバレッジ効果」の向上を図るため、国の「第1次国土強靱化実施中期計画（計画期間：令和8～12年度）」に基づいて予算措置された補助金や交付金などを積極的に活用していくこととする。

2 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に本県の強靱化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。

第3期強靱化計画では、施策項目単位で施策の重点化を図ることとし、「第2期岐阜県強靱化計画」における重点化施策項目を踏襲しつつ、施策の進捗状況、策定後の災害から得られた教訓、令和6年能登半島地震を踏まえた本県における震災対策の見直し（以下「震災対策の見直し」という。）等を踏まえ、49の重点化すべき施策項目を設定した。これにより毎年度の予算編成や国への施策提案に反映することとする。

【重点化施策項目】

施策分野	施策項目	
	重点化施策項目	
(1) 交通・物流	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路等の道路ネットワークの確保 ・孤立・大雪対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・無電柱化の推進 ・リニア中央新幹線の整備促進 ・鉄道施設の防災・減災対策の強化 ・運輸事業者の災害対応力強化 ・交通事業者の災害対応力強化
(2) 国土保全	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な水害・土砂災害対策の推進 ・治山ダム等の整備・機能強化 ・火山災害対策の推進 ・亜炭鉱廃坑対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・液状化・地盤沈下対策の推進
(3) 農林水産	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用排水機場の整備 ・農業用ため池の防災対策の推進 ・農地・農業水利施設等の適切な保全管理 ・農林道の整備 ・災害に強い森林づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地・農業用施設災害復旧事業制度の活用推進 ・農業集落排水施設の機能保全
(4) 都市・住宅 ／土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅・建築物等の耐震化・防火対策の促進 ・空き家対策の推進 ・大規模盛土造成地対策の実施 ・被災住宅への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者対策の推進 ・応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給 ・水資源の有効活用 ・市街地整備の促進 ・立地適正化計画の策定及び防災指針の作成促進 ・地籍調査の促進 ・文化財等の保護対策の推進 ・環境保全の推進
(5) 保健医療・ 福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・災害医療体制の充実 ・避難所環境の充実 ・避難所の防災機能の向上 ・福祉避難所の運営体制確保 ・社会福祉施設等への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害拠点病院等の耐災害性強化の促進 ・医療施設等におけるエネルギー・物資の確保 ・救急医療提供体制の強化 ・災害時健康管理体制の整備 ・医療・介護人材の育成・確保 ・感染症対策の強化
(6) 産業	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続体制の構築に向けた支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業BCMの普及・策定支援 ・首都圏等からの本社機能の誘致 ・観光地等の風評被害防止対策の推進
(7) ライフライン・ 情報通信	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な大規模停電対策の推進 ・上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道の応急復旧体制の強化 ・下水道におけるBCP、災害時応援協定、防災訓練等によるソフト対策の推進 ・合併浄化槽への転換促進 ・分散型電源としての再生可能エネルギーの活用 ・電気事業者の災害対応力強化 ・情報通信事業者の災害対応力強化 ・ガス事業者の災害対応力強化 ・燃料供給体制の強化

施策分野	施策項目	
	重点化施策項目	
(8) 行政機能	【行政】 ・災害初動対応力の強化 ・支援物資の供給等に係る防災拠点機能の強化 ・受援体制・広域連携の強化 ・災害対策用資機材の確保・充実 ・住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化 ・切れ目のない被災者生活再建支援 ・非常用物資の備蓄促進 ・迅速な災害復旧体制の整備	・庁舎等の防災拠点機能の活用 ・防災情報通信システムの維持管理 ・行政情報通信基盤の耐災害性強化 ・業務継続体制の整備 ・災害時における食料供給体制の確保 ・被害想定の見直し ・災害に伴う事象の複数かつ同時発生時における対応力の強化 ・複合災害への対応力の強化 ・複合災害発生リスクの周知・啓発 ・原子力災害時における住民避難対策の強化 ・復興事前準備・事前復興の推進
	【警察・消防】 ・災害対応力強化のための資機材等整備 ・警察署庁舎等の整備・耐災害性強化 ・交通信号機等の耐災害性の強化 ・消防団員、水防団員等の確保・育成	・警察災害派遣隊の体制強化 ・ヘリコプター広域応援体制の整備 ・災害警備本部機能のバックアップ体制の整備 ・警察業務の継続体制強化 ・消防力の強化 ・緊急消防援助隊の体制強化
(9) 環境	・災害廃棄物対策の推進	・有害物質対策の検討 ・有害物質の排出・流出時における監視・拡散防止策の推進 ・河川に流出したごみ等の撤去 ・放射線モニタリング体制の確保
(10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成	・防災教育の推進 ・災害から命を守る岐阜県民運動の推進 ・住民主体での避難対策の強化 ・要配慮者支援の推進 ・防災人材の育成・活躍促進 ・建設業の担い手育成・確保	・コミュニティ活動の担い手養成
(11) 官民連携	・支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化 ・救出救助に係る連携体制の強化 ・災害ボランティアの受入れ・連携体制の構築	
(12) メンテナンス・老朽化対策	・社会資本の適切な維持管理 ・メンテナンスに関する人材の養成 ・市町村に対する技術的支援	・公共施設等の長寿命化対策
(13) デジタル等新技術活用	・情報収集や被災者支援等に向けた災害対応策等の高度化	・防災・減災データの提供・情報発信の推進

第2章 令和8年度に実施する主要施策

第3期強靱化計画における推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）や、震災対策の見直しにおいて、今後検討すべきとした主な対策に基づき、令和8年度において取り組む主要施策は、次のとおりである。

なお、その実施に当たっては、限られた資源で効率的・効果的に本県の強靱化を進めるため、前頁に掲げる重点化施策項目について、特に取組の推進に努めることとする。

（1）交通・物流 ～交通ネットワークの強化～

（緊急輸送道路等の道路ネットワークの確保）

○東海環状自動車道西回り区間及びICアクセス道路の整備

・東海環状自動車道は、中京圏の広域ネットワークを形成する高規格道路であり、西回り区間の整備により、国際競争力の強化、防災・減災、国土強靱化、企業立地、広域観光などへの効果が期待されていることから、県では、東海環状自動車道の整備を最重点プロジェクトの一つとして、早期全線開通に向けて取り組んでいる。そのため、国に対して事業推進のための重点的な予算配分等を要望するとともに、各ICへのアクセス道路の整備を推進する。

[主な整備箇所]

<直轄事業> 東海環状自動車道 西回り区間

<県事業> (国) 256号 高富バイパス

(一) 屋井黒野線 見延・下西郷工区

○県土強靱化に資する道路ネットワークの整備及び機能強化

・地域と地域をつなぐ道路は、災害時における孤立地域の解消や、救援物資の輸送に有効に機能するほか、観光交流や産業振興にも重要な役割を有しており、幹線道路を中心とした道路ネットワークの整備や歩道整備、防護柵・道路標識の整備等、必要な安全対策を推進する。

[主な整備箇所]

<直轄国道>

(道路整備) 中部縦貫自動車道 高山清見道路(高山市)

(国) 19号 瑞浪恵那道路(瑞浪市～恵那市)

(国) 21号 岐大バイパス 岐阜市内立体(岐阜市) ほか

<県管理道>

- (道路整備) 濃飛横断自動車道 堀越峠道路(郡上市)(国による権限代行事業)
濃飛横断自動車道 中津川工区(中津川市)
(一) 扶桑各務原線 新愛岐道路(各務原市)
(一) 大垣江南線 長良川新橋工区(安八町~羽島市)
(一) 肥田下石線 下石工区(土岐市) ほか
(歩道整備等) (一) 木曾三川公園線 内記工区(海津市)
(一) 有穂中坪線 川佐工区(郡上市) ほか

○災害に強い道路整備の推進

- ・災害時において、孤立防止や迂回路としても機能する緊急輸送道路等の拡幅やバイパス整備等を実施する。

[主な整備箇所]

- (道路拡幅等) (国) 303号 西横山バイパス(揖斐川町) ほか
(斜面对策) (主) 下呂白川線 宮地~門和佐工区(下呂市) ほか
(橋梁耐震・段差対策) (国) 418線 鮎之瀬大橋(関市) ほか

○都市の骨格を形成する街路の整備

- ・都市部の道路渋滞対策や少子高齢化に対応した歩行空間の確保等、都市の骨格を形成し、災害時・緊急時の輸送路としての機能も有する街路の整備を実施する。

[主な整備箇所]

<県事業>

- (都) 犬山東町線バイパス(各務原市)
(都) 岐阜鶉沼線(各務原市)
(都) 新所平島線(岐南町)
(都) 寺内安八線(大垣市)
(都) 花里本母線(高山市) ほか

○安全で円滑な交通を確保する名鉄高架化事業の推進

- ・名鉄名古屋本線の名鉄岐阜駅と岐南駅間にある交差道路では、踏切の遮断時間が長く、慢性的な交通渋滞が生じているため、名鉄岐阜駅と岐南駅間を高架化し、安全で円滑な交通を確保する。

○道路冠水危険箇所の通行規制

- ・県管理道路において、水位上昇により道路冠水の恐れがある箇所にカメラ等を設置し、豪雨時等に速やかな通行規制を行うことができる体制を整備する。

○道路照明のLED化の推進

- ・災害時の電力供給の制約により道路照明が消灯することのないよう、消費電力を削減できる道路照明のLED化を推進する。

(孤立・大雪対策の推進)

○災害時応急対策用資機材備蓄拠点の整備

- ・道路の被災により既存拠点から到達することが困難となる地域に、使用頻度の高い資機材を備蓄するサテライト拠点を整備する。
- ・災害時応急対策用資機材備蓄拠点を活用し、被災した土木施設等の応急復旧を効率的かつ効果的に実施するため、資機材の点検及び関係機関との訓練を実施する。

○道路啓開訓練の実施

- ・国や災害時応援協定を締結している建設業協会等と連携し、災害時における橋梁と道路の接続部の段差解消、ガレキ等の障害物の迅速な除去など、緊急車両の通行ルート確保に係る訓練を実施する。

○孤立地域対策に係る道路整備の推進

- ・災害時において、孤立防止や迂回路としても機能する緊急輸送道路等の拡幅やバイパス整備等を実施する。【再掲】

[主な整備箇所]

(道路拡幅等)	(国) 303号 西横山バイパス (揖斐川町)	ほか
(斜面对策)	(主) 下呂白川線 宮地～門和佐工区 (下呂市)	ほか
(橋梁耐震・段差対策)	(国) 418線 鮎之瀬大橋 (関市)	ほか

○官民連携による危険木の解消

- ・災害時に県管理道路の障害となり得る民有地内樹木について、所有者による事前伐採に対し、市町村との連携により、伐採経費の一部を助成する。

○除雪体制の強化による冬期交通の安全確保

- ・除雪機械（除雪ドーザ、除雪トラック等）を購入するとともに、配備に必要な除雪基地を整備する。

（無電柱化の推進）

○無電柱化の推進

- ・緊急輸送道路や避難路を確保するため、駅前や市街地の幹線道路で無電柱化を推進する。

[主な整備箇所]

<県事業>

（国）256号（岐阜市） ほか

（リニア中央新幹線の整備促進）

○リニア中央新幹線建設事業の促進

- ・沿線都府県で構成する「リニア中央新幹線建設促進期成同盟会」を通じたJR東海や国への要望活動を通じて、東海道新幹線の代替路線としても機能するリニア中央新幹線の建設を促進する。

（鉄道施設の防災・減災対策の強化）

○鉄道施設等の安全向上及び老朽化対策の推進

- ・県内地方鉄道事業者が実施する安全性向上に向けた設備投資や重要インフラの老朽化対策に対し、国と協調して助成する。

（運輸事業者の災害対応力強化）

○非常用物資の輸送体制の整備推進

- ・「運輸事業の振興の助成に関する法律」が改正され、運輸事業振興助成交付金の継続が図られた後、災害時の緊急物資集積拠点として、岐阜県トラック協会が整備した「緊急物資輸送センター」の維持経費及び岐阜県トラック協会が実施する「震災その他の災害に際し必要な物資を輸送するための体制の整備に関する事業」に助成する。

(交通事業者の災害対応力強化)

○交通事業者を含む関係事業者間の連携強化の促進

- ・ 県内地方鉄道事業者との連絡体制を確認の上、県公共交通課のホームページにおいて、県内地方鉄道事業者の運行状況を公表することで、関係事業者間の連携強化を促進する。

<重要業績指標 (KPI) >

	指標名	基準値	目標値	現状値
1	東海環状自動車道の県内供用率	84% (R6)	100% (R11)	91%
2	「高速道路における安全・安心基本計画」で4車線化優先整備区間に位置付けられた区間の事業着手率	38% (R6)	62% (R11)	38%
3	緊急輸送道路における要整備延長	486 km (R6)	463 km (R11)	478 km
4	県管理緊急輸送道路上の震度6強以上の地震が想定される地域内における橋梁耐震対策の未対策箇所数	278 箇所 (R6)	275 箇所 (R11)	278 箇所
5	緊急輸送道路以外で利用状況等から重要性の高い県管理橋梁のうち、震度6強以上の地震が想定される地域内における耐震対策の未対策箇所数	7 箇所 (R6)	6 箇所 (R11)	7 箇所
6	県管理緊急輸送道路上の震度6強以上の地震が想定される地域内における橋梁段差対策の未対策箇所数	346 箇所 (R6)	317 箇所 (R11)	336 箇所
7	県管理緊急輸送道路上の震度6強以上の地震が想定される地域内における斜面の要対策箇所数	66 箇所 (R6)	0 箇所 (R11)	58 箇所
8	孤立予想地域に接続する県管理緊急輸送道路上の斜面の要対策箇所数	7 箇所 (R6)	0 箇所 (R11)	1 箇所
9	県管理緊急輸送道路上の雨量規制区間における斜面の要対策箇所数	48 箇所 (R6)	0 箇所 (R11)	48 箇所
10	県管理道路のアンダーパスにおける排水設備補修の要対策箇所数	6 箇所 (R6)	0 箇所 (R11)	6 箇所
11	県管理道路上のトンネルLED化の要対策箇所数	12 箇所 (R6)	0 箇所 (R11)	11 箇所
12	県有除雪機械の保有台数	156 台 (R6)	185 台 (R11)	158 台
13	県管理道路上における道路監視カメラの設置箇所数	121 箇所 (R6)	140 箇所 (R11)	121 箇所
14	県管理道路における無電柱化整備延長	39 km (R6)	42 km (R11)	39 km

(2) 国土保全 ～河川、砂防、治山、火山等対策～

(総合的な水害・土砂災害対策の推進)

○総合的な治水対策の推進（ハード対策）

- ・河川改修やダム建設などの対策をより一層加速するとともに、流域のあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」を推進する。
- ・新丸山ダムや長良川遊水地等の直轄事業を促進するほか、「岐阜県新五流域総合治水対策プラン」に基づき、河川改修や内ヶ谷ダムの整備等のハード対策を推進する。
- ・「重要インフラの緊急点検」結果等を踏まえ、洪水時の流下阻害となる箇所への河道の掘削や樹木伐採、ダムの堆積土砂の浚せつ等を推進する。

[主な整備箇所]

<直轄事業>

長良川、揖斐川、土岐川ほかの河川改修、新丸山ダムの整備 ほか

<県事業>

境川、犀川、鳥羽川、荒田川、大谷川、杭瀬川、水門川、久々利川、白川、土岐川、宮川、千旦林川ほかの河川改修、内ヶ谷ダムの整備 ほか

○総合的な治水対策の推進（ソフト対策）

- ・中小河川の危機管理型水位計や河川監視カメラを適切に維持管理するとともに、出水時に避難判断の参考となる情報を市町村に確実に伝えるための情報伝達等に係る定期的な訓練を実施する。
- ・洪水時の円滑な避難のため、各市町村において整備した洪水ハザードマップの周知・啓発を促進し、住民の防災意識を向上させるなど、避難体制の整備を支援する。
- ・ダムの緊急放流に関する事前通知について、予測精度の向上を図るため、実績降雨に基づき予測システムの検証を実施する。
- ・台風などの大雨による洪水に備える態勢を確保するため、県内ダムの事前放流に係る情報伝達などの定期的な訓練を実施する。
- ・小学校の「総合的な学習の時間」を活用した防災に関する学習や、水辺でのイベントを通じた防災啓発などの防災教育を進め、水害・防災への意識を深めていく。

○防災分野を含めた気候変動の影響及び適応に係る取組の推進

- ・「岐阜県気候変動適応センター」において、防災分野を含めた気候変動の影響及び適応に係る情報の収集、共同研究、人材育成、普及啓発を実施する。

○河川管理施設の耐震対策の重点実施

- ・大規模な地震等による河川構造物の機能不全に伴う二次災害の発生に備えるため、施設の耐震化を推進する。
- ・大規模地震に伴う液状化現象等により沈下した河川堤防を迅速に応急復旧するため、土砂を備蓄する盛土拠点の整備に向けた調査を実施する。

○総合的な土砂災害対策の推進（ハード対策）

- ・避難所や要配慮者利用施設を保全する施設整備に加え、集落や防災拠点（行政庁舎）を保全する施設整備を重点的に実施する。

[主な事業箇所]

<直轄事業>

（砂防事業）越美山系砂防（揖斐川及び根尾川の上流域）、
多治見砂防（庄内川及び木曾川流域の一部）、神通川水系砂防

<県事業>

（砂防事業）志津北谷（海津市）、コブトチ谷（下呂市）、葛谷洞（飛騨市） ほか
（急傾斜地崩壊対策事業）
岐荘ヶ丘（岐阜市）、乙原（揖斐川町）、神明前（関市） ほか

○「総合的な土砂災害対策の推進（ソフト対策）」

- ・土地利用状況の変化等による土砂災害警戒区域の不断の見直しを進めるとともに、土砂災害警戒区域として指定した区域については、ホームページでの公開や、現地における表示看板の設置などにより周知・啓発を実施する。また、降雨時の危険度については、「ぎふ土砂災害警戒情報ポータル」上での、分かりやすい情報発信に努める。
- ・要配慮者利用施設に義務付けられた「避難確保計画」の作成及び避難訓練の実施を支援する。
- ・各市町村における土砂災害に備えた避難訓練が、より多くの住民参加のもとで実施できるよう支援する。
- ・県内には、石積砂防堰堤など数多くの伝統的砂防施設が残っており、先人たちが古くから土砂災害と闘ってきた歴史について、小学校の「総合的な学習の時間」や砂防副読本などを活用し、次世代へ語りつなぎ、土砂災害・防災への意識を深めていく。

○災害危険区域等における住宅移転の推進

- ・岐阜県建築基準条例により指定した災害危険区域や、同条例で建築を制限している区域、又は土砂災害特別警戒区域に存する住宅について、その移転に伴う除却や建設等に要する費用の一部を助成する。

(治山ダム等の整備・機能強化)

○治山ダム等の整備

- ・山地災害発生の危険度が高く、かつ、人家等の保全対象への影響が大きい地区を抽出し、治山対策を推進する。また、流域内の森林整備と合わせた面的な山地防災力の向上に向けた取組を実施する。

[主な事業箇所]

木戸場（山県市）、蛇引谷（中津川市） ほか

(火山災害対策の推進)

○火山防災対策の総合的な推進

- ・登山者の火山防災意識及び自らの安全確保行動の向上を図るため、携帯版火山防災マップやチラシ、ポスター等の広報物を用いた周知・啓発を実施する。
- ・火山周辺地域の住民及び児童・生徒に対する研修や火山教育の実施に加え、各火山防災協議会や関係機関と連携した火山防災訓練を実施する。
- ・市町村が実施する火山防災対策に係る施設等の整備（退避壕及び退避舎の整備、登山道の整備、登山道等への啓発用看板の設置など）に係る経費を助成する。
- ・国が中心となって策定する「火山噴火緊急減災対策砂防計画」に基づき、火山噴火に伴う土砂災害に対応するため、緊急ハード対策に関する検討を実施する。
- ・火山を有する県内自治体（高山市、下呂市、白川村）の火山防災担当者への研修の実施など、大学等と連携した人材育成を推進する。
- ・外国人を含む登山者が、準備段階から北アルプス登山に潜む危険性を正しく認識できるように安全登山啓発動画を制作し、SNS等で発信する。

(亜炭鉱廃坑対策の推進)

○防災工事等の実施

- ・南海トラフ地震により震度6弱以上が予想される地域であり、旧鉱物採掘区域における陥没の危険性が見込まれる場合において、地盤脆弱性調査及び陥没を防止するための工事を実施する市町に対して、その経費を助成する。
- ・学識経験者や国・市町等の関係団体と連携し、「南海トラフ巨大地震旧鉱物採掘区域防災対策事業」の成果・課題を整理するとともに、効率的な工事・調査手法について検討を実施する。

(液状化・地盤沈下対策の推進)

○水準測量及び地下水位観測の実施

- ・岐阜及び西濃地域における地盤沈下の状況を把握するため、水準測量及び地下水位観測を実施する。

○県民への液状化リスク等の周知

- ・防災啓発イベント等において、液状化が発生する危険性のある地域を「岐阜県地震危険度マップ」で紹介するとともに、液状化対策工法などについて周知・啓発を実施する。

<重要業績指標 (KPI) >

	指標名	基準値	目標値	現状値
1	岐阜県新五流域総合治水対策プランに基づく河川改修延長	54 km (R6)	65 km (R11)	55 km
2	河川構造物の要耐震化施設数	1 箇所 (R5)	0 箇所 (R11)	1 箇所
3	岐阜県新五流域総合治水対策プランに基づく横断工作物 (堰、橋梁)の改良箇所	－ (R5)	7 箇所 (R11)	－
4	「ぎふ川と道のアラームメール」登録者数	18,507 人 (R6)	20,500 人 (R11)	18,761 人
5	県内小学校における総合的な学習の時間等を活用した河川防災・ 水難事故防止等に関する啓発活動の実施率 [単年度]	－ (R5)	100% (毎年度)	100% (達成)
6	盛土拠点整備事業によって確保される盛土備蓄量	－ (R6)	12,060 m ³ (R11)	0 m ³
7	八山系砂防総合整備計画に基づく対策により土砂災害から 保全される人家戸数	約 24.1 千戸 (R6)	約 24.9 千戸 (R11)	約 24.4 千戸

	指標名	基準値	目標値	現状値
8	土砂災害を想定した防災訓練を実施した市町村数 [単年度]	23 市町村 (R6)	34 市町村 (毎年度)	30 市町村
9	洪水浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等における避難確保計画の作成に向けた講習会への参加施設数	1,291 施設 (R7)	1,940 施設 (R11)	1,436 施設
10	要配慮者利用施設・避難所・防災拠点を含む土砂災害特別警戒区域の施設整備の完了数	115 箇所 (R6)	128 箇所 (R11)	118 箇所
11	土砂災害警戒区域看板の設置数	1,513 基 (R6)	1,767 基 (R11)	1,549 基
12	地域森林計画の「保安林の整備及び治山事業に関する計画」に掲載されている治山事業の実施地区数	1,393 地区 (R6)	2,425 地区 (R11)	1,557 地区
13	市町村等との連携により治山事業と森林整備を組み合わせた事前防災対策を実施する地区の新規着手数 [単年度]	－地区 (R2)	10 地区 (毎年度)	10 地区 (達成)
14	亜炭鉱跡防災対策における防災工事面積	98ha (R6)	157ha (R11)	98ha (R6)

(3) 農林水産 ～災害に強い農地・森林づくり～

(農業用排水機場の整備)

○農業用排水機場の更新整備と耐震対策の推進

- ・老朽化した農業用排水機場を更新整備するとともに、長期的な施設機能確保に向けた機能保全対策を実施する。
- ・農業用排水機場の適正な維持管理による長寿命化を図るため、施設の管理者である市町村等に対し、施設の点検や専門的指導等に係る経費を助成する。

(農業用ため池の防災対策の推進)

○農業用ため池の地震・豪雨対策の推進

- ・地震や洪水等で決壊した場合に、農地や民家に被害を及ぼす恐れのある防災重点農業用ため池の改修を実施する。

[主な改修地区]

大富池地区（土岐市）

- ・防災重点農業用ため池における保全管理状況の把握や、保全管理体制の強化に向けた活動を支援する。

(農地・農業用施設災害復旧事業制度の活用推進)

○農地・農業用施設災害復旧事業制度の活用推進

- ・災害時には、農地・農業用施設災害復旧事業制度などを活用し、被災した農地及び農業用施設の復旧にかかる経費を助成する。

(農地・農業水利施設等の適切な保全管理)

○農業水利施設等の機能保全対策の推進

- ・農業用排水施設の長寿命化、水管理省力化、安全性向上を図るための整備を実施する。

[主な整備地区]

各務用水四期、桑原揚水機場1期、政田用水、桑原揚水機場2期、青野、下立用水東支線、柿之木戸用水3期、中江東、大巻東部1期、大巻南部、大巻東部2期、大巻小坪、深瀬、中根、大久古、上野平、高原用水、山口

- ・雨水を一時的に貯留する水田の機能を活用し、洪水被害の軽減を図る「田んぼダム」に必要な「畦畔の更新」や「排水口の整備」に係る経費を助成する。

○農地等の地域資源を守る共同活動等の推進

- ・農村地域において、農業農村の持つ多面的機能の維持・発揮のために必要な、水路の草刈りや水路の泥上げ、水路の軽微な補修等や水田の貯留機能向上を図る地域住民による共同活動及び継続的な営農活動を実施する集落等を支援する。

(農業集落排水施設の機能保全)

○農業集落排水施設の機能保全対策の推進

- ・長期的な汚水処理機能の確保のため、農業集落排水施設の施設管理者である市町村に対し、機能診断や施設の機能保全対策に係る経費を助成する。

[主な実施地区]

真正 等 10地区(機能保全対策)
揖斐川右岸 1地区(機能診断)

(農林道の整備)

○農道整備等の推進

- ・避難路や代替輸送路機能を確保するため、基幹的農道の整備や農道橋の耐震対策等を推進する。

[主な整備地区]

基幹的農道の整備 郡上南部、高鷲北部、大和明宝、東白川、下呂中央3期、大巻1期(6地区)
農道橋の耐震対策 関ヶ原中部第三期、上赤河橋、若宮大橋、島橋(4地区)

○林道整備等の推進

- ・地域森林計画の「林道の開設及び拡張に関する計画」に掲載されている林道の橋梁等林道施設の保全整備、及び林道の開設や改良、舗装事業を推進する。

[主な整備地区]

伊自良～根尾 ほか 14箇所

(災害に強い森林づくり)

○水源林、溪畔林、奥山林等の間伐等の支援

- ・既存の林業経営では採算の合わない、飲用水や農業用水等の水源地域、渓流域及び急傾斜地等の森林の整備・保全に向け、間伐等を支援し、環境を重視した森林づくりを推進する。
- ・森林技術者を確保するため、岐阜県の林業の魅力を発信する事業を展開する。

○CLT等の新たな部材・工法の開発・普及などによる県産材の需要拡大

- ・CLT（直交集成板）をはじめとする新たな部材及び工法の開発・普及などにより、県産材の需要拡大を図り、森林資源の循環利用を進めることで、適切な森林整備を促進する。

○森林経営管理制度の活用促進

- ・市町村の林務行政を支援するため、「地域森林管理支援センター」において、市町村からの相談対応や専門家への相談斡旋、市町村林務担当職員向けの研修等を実施する。
- ・市町村の林務行政を支援する岐阜県地域森林監理士の養成と活用支援を実施する。
- ・市町村が森林管理を効率的かつ効果的に実施できるよう、森林クラウドシステムの運用を開始し、精度の高い森林情報を市町村へ提供する。

○鳥獣保護管理の推進

- ・生息数が著しく増加し、または生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理に関する計画である「第2種特定鳥獣管理計画」策定のための調査を実施する。
- ・野生動物の生息状況のモニタリング調査を実施する。
- ・ツキノワグマ対策のための調査等を実施する。

○専門技術の継承

- ・ 県及び市町村の林道担当者を対象に、林道災害時の仕組みや関連事務、現地調査の方法の習得に向けた取組を推進する。

<重要業績指標 (KPI) >

	指標名	基準値	目標値	現状値	
1	地域防災力の向上に取り組むため池数	152 箇所 (R5)	270 箇所 (R7)	214 箇所 (R6)	※1
2	基幹的農業用水路の健全度割合 [単年度]	93% (R5)	90% (毎年度)	95% (R6)	※1
3	基幹的農業用水路の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合 [単年度]	100% (R6)	100% (毎年度)	—	※2
4	田んぼダムの取組を実施した水田の面積 [単年度]	95ha (R6)	100ha (毎年度)	—	※2
5	農業用ため池や排水機場の改修等により、計画期間内で優先的に湛水被害等のリスクを軽減する農地面積の割合	61% (R5)	100% (R12)	77% (R6)	※3
6	農地を守る地域共同活動を支援する面積	28,438ha (R6)	28,300ha (R12)	28,438ha (R6)	※4
7	農業集落排水施設の機能強化対策地区数	7 地区 (R5)	10 地区 (R7)	8 地区 (R6)	※5
8	耐震対策を実施する農道橋の数	3 橋 (R5)	8 橋 (R7)	5 橋	※5
9	基幹的農道の整備率	39% (R5)	65% (R7)	43% (R6)	※5
10	地域森林計画の「林道の開設及び拡張に関する計画」に掲載されている林道にある橋梁など林道施設の保全整備数	62 箇所 (R6)	87 箇所 (R11)	75 箇所	
11	水源林、溪畔林、奥山林等における公益的機能の発揮に向けた、間伐実施面積 [単年度]	1,713ha (R2)	2,100ha (R8)	1,294ha	
12	市町村による間伐面積 [単年度]	161ha (R2)	3,500ha (R8)	598ha (R6)	

※1 りんご農業活性化基本計画の策定 (R8.3) により指標を削除

※2 りんご農業活性化基本計画の策定 (R8.3) による指標の追加

※3 りんご農業活性化基本計画の策定 (R8.3) による目標年度の変更 (R7→R12)

※4 りんご農業活性化基本計画の策定 (R8.3) による目標値の変更 (28,900ha(毎年度)→28,300ha(R12))

※5 りんご農業活性化基本計画アクションプログラム 農業農村整備部門の見直しにより指標を削除

(4) 都市・住宅／土地利用 ～災害に強いまちづくり～

(住宅・建築物等の耐震化・防火対策の促進)

○住宅等の耐震化の推進

- ・ 木造住宅や多数の者に危害の及ぶ恐れのある建築物、災害時に重要な拠点施設となる建築物等の耐震性の向上を図るため、耐震診断、補強設計や耐震改修（天井改修を含む）を支援する。
- ・ 耐震診断結果の報告が義務付けられた大規模建築物等の耐震化に係る経費を助成する。
- ・ 木造住宅の部分的な耐震補強対策（耐震シェルター等の設置）を実施する者に対し、市町村が経費を助成する場合、その一部を助成する。
- ・ 多数の者が利用する建築物等の耐震化等、住宅・建築物の安全性の確保を図るため、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業等を推進する。

○危険なブロック塀等対策の推進

- ・ 老朽化等により倒壊する危険性があるブロック塀の除却等を実施する所有者に対し、市町村が経費を助成する場合、その一部を助成する。
- ・ 危険なブロック塀対策を推進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業等を実施する。

○適切なマンション管理の推進

- ・ 必要に応じて、マンション管理組合等に対し、マンション管理に係る助言を実施する。

○建築物の安全性向上対策等の推進

- ・ 既存建築物等の維持保全対策・安全性向上対策に係る周知・啓発を実施する。

○感震ブレーカーの普及に向けた取組の推進

- ・ 震災時の電気火災に備え、建物の揺れ等を感知して電源を遮断する感震ブレーカーの設置補助事業を実施する市町村を支援する。
- ・ 防災啓発イベント等において、パネルやチラシを活用し、県民に対する感震ブレーカーの普及・啓発を実施する。

○長周期地震動の周知・啓発

- ・防災啓発イベント等において、長周期地震動に関する基礎知識や、長周期地震動による家具・什器などの転倒防止対策等について周知・啓発を実施する。

(空き家対策の推進)

○空き家対策の推進

- ・市町村が行う空き家の利活用や除却に係る補助事業、空き家の適正管理に向けた啓発や相談体制の整備等に係る事業の実施を支援する。
- ・県空家等対策協議会において官民の先進的な取組の情報共有や空き家の所有者等に対する適正管理の啓発、市町村職員を対象とした研修等、総合的な対策を実施する。

(大規模盛土造成地対策の実施)

○盛土規制法に基づく既存盛土等調査の実施

- ・既存の盛土等の安全性を確認するため、規制区域の指定前に造成された一定規模以上の盛土等の現地調査を実施する。

○大規模盛土造成地対策の実施

- ・盛土規制法施行以前に把握した一定規模以上の宅地盛土の安全性を確認するため、市町村とともに調査等を実施する。

(帰宅困難者対策の推進)

○帰宅困難者対策の推進

- ・徒歩帰宅者を支援するため、コンビニエンスストアやガソリンスタンド等の事業者との災害時応援協定に基づき、水道水、トイレ、道路情報などの提供を行う「徒歩帰宅支援ステーション」を確保する。
- ・帰宅困難者対策の実効性を確保するため、県、警察、消防、関係自治体、交通事業者、経済団体などの関係機関と意見交換を実施する。

(被災住宅への支援)

○速やかな被災者の生活再建支援

- ・災害時には、被害の状況に応じて、被災者生活再建支援法や県の被災者生活・住宅再建支援制度を速やかに適用し、被災者の生活再建を支援する。
- ・被災者支援制度の利用に必要なとなる罹災証明書を円滑に交付するため、住家被害の調査に必要な知識と技術を持った職員を育成する実践的な研修等を実施する。
- ・県内市町村の防災業務のDX化が進むよう、避難所受付機能を有したアプリを活用し、市町村等と連携して避難所受付訓練を実施する。

○災害廃棄物処理事業等への支援

- ・災害時における円滑な制度運用を図るため、市街地に多量に堆積した土砂を市町村が排除する堆積土砂排除事業や、災害による廃棄物の収集、運搬及び処分等に係る災害等廃棄物処理事業について、周知を実施する。
- ・生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、災害時には、市町村が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用を助成する。

(応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給)

○応急仮設住宅の供給の推進

- ・建設型応急住宅については、市町村と連携し、必要戸数分の建設可能用地を確保するとともに、災害時応援協定締結団体からの報告により、その供給能力等を把握する。
- ・賃貸型応急住宅については、災害時に円滑に提供できるようにするため、マニュアルに基づき、市町村や協定締結団体に対し、制度の周知等を実施する。

(水資源の有効活用)

○水資源の総合的な適正管理の推進

- ・健全な水循環が維持された状況を、将来においても継続するため、水循環に関する調査・検討を行うとともに、その結果を市町村と共有する。

○渇水対策の推進

- ・雨水の有効活用や地下水保全を推進するとともに、渇水時には、関係機関との情報共有を実施する。

(市街地整備の促進)

○都市機能の集約化を図る市街地整備の推進

- ・都市の防災機能の向上を図るため、市町と連携した市街地開発事業など、密集市街地の面的整備を促進する。

(立地適正化計画の策定及び防災指針の作成促進)

○立地適正化計画の策定促進

- ・コンパクト＋ネットワークの実現のため、市町の立地適正化計画の策定に向けた、助言・指導を実施するとともに、防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成についても、助言・指導を実施する。

(地籍調査の促進)

○地籍調査の推進

- ・災害復旧の迅速化や境界トラブルを未然に防ぐため、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する地籍調査を計画的に実施する。

[事業主体] 26市町村

(文化財等の保護対策の推進)

○文化財保護対策の推進

- ・市町村や文化財所有者等が実施する国及び県指定文化財に対する保存修理、防災対策を支援するとともに、文化財の毀損・滅失に備え、県民共通の財産である文化財の記録保存の充実を図る。
- ・ユネスコ無形文化遺産に登録されている無形文化財等の保存・伝承に係る後継者育成事業や、県域レベルで活動する無形民俗文化財の保存・振興団体が実施する保存・伝承事業に要する経費に助成する。

○中小企業への販路開拓支援等の実施

- ・「中小企業販路開拓等支援事業費補助金」により、地場産業を営む県内の中小企業者や産地組合等による販路開拓や担い手育成等の取組を支援する。

(環境保全の推進)

○自然公園の整備

- ・国の自然環境整備交付金による事業を活用し、自然公園の施設整備（避難小屋改修など）のほか、災害や老朽化で破損した施設の再整備を推進する。

○水源林、溪畔林、奥山林等の間伐等の支援【再掲】

- ・既存の林業経営では採算の合わない、飲用水や農業用水等の水源地域、渓流域及び急傾斜地等の森林の整備・保全に向け、間伐等を支援し、環境を重視した森林づくりを推進する。【再掲】

○優れた森林景観の整備

- ・優れた森林景観の形成を図るため、観光道路等から眺望でき、景観として価値が高く、観光客を呼び込み、地域活性化等に資することができる森林について、市町村が実施する森林整備事業を支援する。

○農地等の地域資源を守る共同活動等の推進【再掲】

- ・農村地域において、農業農村の持つ多面的機能の維持・発揮のために必要な、水路の草刈りや水路の泥上げ、水路の軽微な補修等や水田の貯留機能向上を図る地域住民による共同活動及び継続的な営農活動を実施する集落等を支援する。【再掲】

<重要業績指標（KPI）>

	指標名	基準値	目標値	現状値	
1	住宅の耐震化率	86% (R5)	95% (R12)	86% (R5)	※
2	建築物耐震改修説明会等への参加者数	14,346人 (R5)	20,000人 (R11)	15,471人 (R6)	
3	立地適正化計画策定市町における防災指針作成市町数	3市町 (R5)	16市町 (R11)	4市町 (R6)	
4	地籍調査進捗率	19% (R5)	23% (R11)	19% (R6)	
5	水源林、溪畔林、奥山林等における公益的機能の発揮に向けた、間伐実施面積【単年度】【再掲】	1,713ha (R2)	2,100ha (R8)	1,294ha	

※岐阜県耐震改修促進計画の改定による基準値及び目標値の変更（基準値：83%(H30)→86%(R5)、目標値：95%(R11)→95%(R12)）

(5) 保健医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～

(災害医療体制の充実)

○災害医療関係機関の体制及び連携の強化

- ・二次医療圏内の災害拠点病院の複数化は達成したものの、ほかにも災害拠点病院の候補となる病院が存在することから、その指定について検討を実施する。
- ・災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班、医師会、保健所、消防本部等、災害医療関係機関の体制及び連携強化のため、研修や訓練、連絡会議等を実施する。
- ・災害派遣精神医療チーム（DPAT）の現地活動に当たって必要となる資機材等を整備する。また、派遣可能な隊員の増員に向け、研修会等を通じた人材育成の取組を強化する。
- ・被災した医療機関における看護業務や避難所の感染症対策等を行うために、災害支援ナースとして派遣される看護職員が安心して活動できるよう、傷害保険等の保険料を負担する。
- ・災害支援ナースなどの派遣体制強化に向け、医療機関に対して、資器材等の整備に要する経費を補助する。
- ・活動中に着用する岐阜県統一の活動用ビブスを整備し、事前に所属施設に配布することで、迅速な派遣ができるよう支援する。

○災害時保健医療福祉活動体制の強化

- ・DMATやDPAT等の派遣調整、日本医師会災害医療チーム（JMAT）などの医療関係団体が組織するチーム等への情報共有、保健医療福祉活動に関する情報の整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行う体制を整備するとともに、関係機関等との連携に向けた訓練等を実施する。
- ・災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣体制を強化するため、DHEATが現地で活動するに当たって必要となる資機材や装備品を事前に調達する。
- ・「東海・北陸ブロックDHEAT協議会」に所属する各県DHEATの資質向上及び連携体制を構築するための研修を実施する。
- ・被災都道府県の保健医療福祉調整本部の強化や、被災保健所との連携強化等を行う統括DHEATの養成及び資質向上のため、国が実施する研修に、統括DHEATやその役割を担える者を選定の上、参加する。
- ・「岐阜県災害時保健活動マニュアル」内に、受援体制や健康管理に関する規定を定めるとともに、保健所によるヒアリング等を通じて、同項目に関する規定の整備に向けた市町村の現状・課題を把握し、市町村における「保健活動マニュアル」の策定を支

援する。併せて、災害時の食に係る支援体制を整備するため、「岐阜県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン」の改定を実施する。

○航空搬送拠点臨時医療施設の体制強化

- ・航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の運用に関わる機関が、災害時に連携して活動できるようにするため、引き続き運用訓練を実施する。

○医療機関のBCP策定の推進

- ・県内病院におけるBCPの策定促進を図るため、各病院に対し、厚生労働省が実施するBCP策定研修について周知するとともに、その参加を促進する。

○災害医療コーディネーター体制の強化

- ・発災直後の医療救護班の派遣調整、避難生活者への巡回診療など、災害フェーズにより変化していく医療ニーズに円滑に対応するため、災害医療コーディネーターの連絡会議や研修を実施する。

○医療コンテナの効果的な活用方法の検討

- ・医療コンテナについて、国の動向も注視しつつ、その有用性や課題も念頭に置き、活用方法等について検討を進めるとともに、活用に向けた訓練を実施する。

○災害薬事体制の強化

- ・災害薬事コーディネーターの活動に必要な知識や技術の習得を図るための研修・訓練を実施するとともに、岐阜県薬剤師会などとモバイルファーマシーの活用方法について検討を進め、災害時に医薬品の供給・薬剤師の派遣等を迅速・的確に行うための体制を整備する。

(災害拠点病院等の耐災害性強化の促進)

○医療施設等の耐震化等の推進

- ・県内病院の耐震化の促進を図るため、各病院に対し、耐震化・耐震整備に係る助成制度の周知・啓発を実施する。

- ・医療施設における防火体制を強化するため、スプリンクラー設備の整備を促進する。

○社会福祉施設等の耐震化等の推進

- ・地震発生時や火災発生時に、自力で避難することが困難な方が多く入所される社会福祉施設等の耐震化、スプリンクラー設備等の整備、ブロック塀等の改修、水害対策強化を推進する。

○災害拠点病院等の非常用通信手段整備の推進

- ・災害拠点病院等における非常用通信手段の確保に向け、災害拠点病院等に対し、非常用通信手段の整備に係る助成制度の周知・啓発を実施する。

(医療施設等におけるエネルギー・物資の確保)

○医療施設等におけるエネルギー・物資確保の推進

- ・災害拠点病院以外の医療施設が行う非常用自家発電設備や給水設備等の整備を推進する。
- ・社会福祉施設等における非常用自家発電設備、食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄の整備を推進する。

(救急医療提供体制の強化)

○岐阜県ドクターヘリの運航体制の確保

- ・県内のあらゆる地域に救急医療を提供できるようにするため、岐阜県ドクターヘリの運航体制を維持する。

○他県とのドクターヘリ共同運航の実施

- ・富山県ドクターヘリの共同運航を継続し、飛騨地域（高山市、飛騨市、白川村）の重篤救急患者に対する救急医療提供体制を維持するとともに、岐阜県、富山県合同の症例検討会を実施し、救急医療体制の強化を図る。
- ・福井県ドクターヘリとの相互応援運航を継続し、郡上市の重篤救急患者に対する救急医療提供体制を維持する。
- ・愛知県ドクターヘリとの相互応援に係る協定を締結し、東濃地域（多治見市・土岐市・瑞浪市・恵那市・中津川市）の重篤救急患者に対する救急医療体制の強化を図る。

(避難所環境の充実)

○スフィア基準を踏まえた避難所の確保

- ・大規模災害での課題や、国の避難所運営ガイドライン等の改正内容を踏まえ、岐阜県避難所運営ガイドラインの見直しを適宜実施する。
- ・孤立地域や避難所を支援できるよう、移動式トイレコンテナを整備し、県内に分散配置する。また、避難所の暑さ・寒さ対策として、スポットクーラーやヒーターを物資拠点に分散備蓄する。

○「ぎふ防災・減災センター」を核とした防災人材の育成・活躍の促進

- ・「ぎふ防災・減災センター」において、防災リーダー育成講座等を実施し、地域で活躍できる防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材がそれぞれの地域で活躍できる機会の創出を促進する。

○ホテル・旅館等を活用した2次避難のあり方の検討

- ・岐阜県における2次避難の方針について、国の動向を踏まえ、必要に応じ見直しを行う。

○ペット同行避難者の受入れ体制の強化

- ・ペット同行避難者の受入れ体制を構築するため、市町村に対し、被災動物救援マニュアル作成例の周知や助言を行うとともに、ペット同行避難者の受入れに係る規定の整備や避難所運営訓練の実施を促進する。

(避難所の防災機能の向上)

○避難所の防災機能向上

- ・県で備える資機材の活用方法等を確認する。
- ・浸水想定区域内にある昭和30年代に建築された老朽校舎の改築に当たっては、受変電設備の屋上への設置や、職員室及び事務室の2階への配置などの浸水対策を実施する。
- ・「岐阜県県有建物長寿命化計画」に基づき、避難所に指定されている県立学校の体育館等の改修工事において遮熱対策を行うとともに、館内トイレの洋式化を行う。また、

体育館に附属する屋外トイレの洋式化や、バリアフリートイレの整備、体育館等への空調設置を行うことで、避難生活の環境改善に資する防災機能を強化する。

- ・市町村教育委員会に対して、国からの通知や補助制度を周知し、市町村立学校における受変電設備のかさ上げ等による浸水対策に加え、非構造部材の耐震化、バリアフリー化、空調設置などを促進する。

○避難所における熱中症対策の推進

- ・災害時の熱中症対策について、保健所及び市町村の関係職員に対する情報発信を実施する。
- ・市町村の「避難所運営マニュアル」に、熱中症対策に係る取組の記載を促進する。

(福祉避難所の運営体制確保)

○福祉避難所の充実強化

- ・福祉避難所実態調査や個別ヒアリングにより、福祉避難所の現状・課題を把握するとともに、各種会議や市町村向け担当者研修会等での周知・啓発、市町村の福祉避難所開設・運営訓練とDWA T実地訓練の共同実施などを通じ、市町村における福祉避難所の充実強化に向けた取組を促進する。
- ・福祉避難所の運営に当たって必要となる車いすや歩行器など、市町村における資器材の備蓄の購入経費を助成する。

(災害時健康管理体制の整備)

○災害時の保健活動体制整備の推進

- ・平時からの関係機関との連携強化と災害時保健活動従事者の人材育成を図るため、保健所によるヒアリング等を通じて、市町村の災害時保健活動体制の現状・課題を把握するとともに、会議、研修及び訓練を実施する。

○在宅医療機器非常用電源の確保促進

- ・災害等の長期停電に備え、電源を必要とする医療機器を使用する重度障がい児者の非常用電源装置の購入等を支援する市町村に対し、経費の一部を助成し、医療機器の非常用電源の確保を促進する。

(医療・介護人材の育成・確保)

○介護人材確保の推進

- ・人材育成や職場環境改善に取り組む介護事業者への支援を図るため、岐阜県介護人材育成事業者認定制度を推進する。

(社会福祉施設等への支援)

○災害派遣福祉チーム（DWA T）派遣体制の強化

- ・災害派遣福祉チーム（DWA T）派遣体制の強化を図るため、県内の福祉関係団体、市町村等により構成する「岐阜県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」の運営や、DWA T隊員向けの研修及び訓練等を実施する。

○社会福祉施設等の防災体制・連携体制の強化

- ・社会福祉施設等に対して定期的に行う運営指導等の機会を通じて、各施設等における防災計画やBCP等の策定・見直し状況、研修・訓練の実施状況などを確認し、防災体制・連携体制の強化を図る。

(感染症対策の強化)

○ワクチンの流通状況の把握

- ・岐阜県医薬品卸協同組合と連携した医薬品卸売販売業者における定期接種用ワクチンの在庫調査の実施により、県内のワクチン流通状況を把握する。

<重要業績指標（KPI）>

	指標名	基準値	目標値	現状値
1	DMA T訓練参加チーム数	19 チーム (R2-6)	30 チーム (R7-11)	5 チーム
2	「ぎふ防災・減災センター」による避難所運営基礎講座受講者数	2,750 人 (R5)	3,343 人 (R11)	3,143 人
3	福祉避難所に関する市町村担当者向け研修会の開催回数	8 回 (R6)	13 回 (R11)	9 回
4	福祉避難所運営マニュアル策定市町村数	29 市町村 (R6)	42 市町村 (R11)	30 市町村
5	健康管理体制（保健活動）を整備する市町村数	10 市町村 (R6)	42 市町村 (R11)	10 市町村
6	要電源重度障がい児者の非常用電源装置等整備件数	76 件 (R5)	226 件 (R11)	125 件 (R6)
7	DWA T及び業務継続計画に係る各種研修会や実地訓練の実施回数	69 回 (R6)	104 回 (R11)	76 回

※1

※1 ・指標名の変更（「清流の国ぎふ 防災・減災センター（略）」→「ぎふ防災・減災センター（略）」）

・目標達成による新たな目標値の設定（3,050 人(R11)→3,343 人(R11)）

(6) 産業 ～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～

(事業継続体制の構築に向けた支援)

○実効性の高いBCPの普及強化

- ・中小企業の災害対応力強靱化に必要なBCP等の策定を支援するため、商工会や商工会議所によるセミナー開催のほか、相談窓口の設置や専門家派遣等を実施する。
- ・農業者のBCP策定を促進するため、園芸産地等を対象とした施設・機械導入支援事業において、BCP作成に係る取組のポイント化を実施する。
- ・卸売市場開設者等との意見交換により、市場BCPの保全状況を確認するとともに、老朽化した施設の改修や災害対応設備の導入事業の実施に向けた取組を推進する。

(建設業BCMの普及・策定支援)

○岐阜県建設業広域BCM認定制度の普及・促進

- ・県と災害応援協定を締結する建設業関連団体が取り組む建設業広域BCM（事業継続マネジメント）を県が認定する制度について、普及・促進する。

(首都圏等からの本社機能の誘致)

○本社機能移転促進支援

- ・東京圏をはじめとする県外からの本社機能の移転を促進する。
- ・都市部からの本社機能移転につながるサテライトオフィス誘致活動を推進する。
- ・県外企業が本社機能を県内へ移転した際には、本社設置に係る事業所の賃借料及び初期投下固定資産取得費を助成する。
- ・東京23区内の企業が県内へ移転した際には、本社設置にかかる事業所移転費、従業員転居費、機器リース料などの経費に対して上乗せ助成する。

(観光地等の風評被害防止対策の推進)

○災害時における観光地等への風評被害の防止

- ・災害時に、観光地等への影響が懸念される場合においては、国内外に正確な情報を発信するとともに、タイミングを見極めたプロモーション等を実施する。

<重要業績指標（KPI）>

	指標名	基準値	目標値	現状値
1	商工会・商工会議所等によるBCP及び事業継続力強化計画の策定支援事業者数	－ (R6)	1,400 事業者 (R11)	247 事業者 (R6)
2	岐阜県建設業広域BCM認定団体数	8 団体 (R6)	9 団体 (R11)	8 団体
3	県外からの本社機能の移転件数	17 件 (R5)	29 件 (R11)	17 件 (R5)

(7) ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～

(総合的な大規模停電対策の推進)

○倒木によるライフライン被害軽減対策の推進

- ・自然災害による倒木に起因する大規模停電の防止や、停電に伴う水道、通信等ライフライン被害軽減のため、孤立予想地域や重要施設への送電路を優先に、倒木の恐れがある立木の伐採を支援する。

○重要施設への電力供給体制の整備

- ・長期間の停電に備え、非常用発電機への燃料を優先的に供給する体制を確保するとともに、医療施設等の重要施設へ優先的に電源車や電気自動車等を配備できるよう、あらかじめ優先配備の対象となる施設のリストを作成する。また、災害時には、電気事業者との災害時応援協定に基づき、作成したリストの共有を実施し、迅速に代替電源の確保体制を構築する。
- ・自動車メーカー・販売店との災害時応援協定に基づき、電気自動車等を確保する。

○大規模停電時の情報発信の充実

- ・大規模停電時には、携帯電話の充電が可能となる施設等の情報をホームページで提供するとともに、情報発信手段の多様化を図るため、SNSなどの積極的な活用を推進する。

(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進)

○県営水道の強靱化対策等の推進

- ・耐震化、老朽化対策として、既設の水道管を複線化し、貯留機能及び応急給水拠点機能を付加した大容量送水管を整備するとともに、老朽化した既設管の更新を実施する。
- ・老朽化する受水市町の水道管の更新または改修に係る工事を支援する。

○流域下水道の老朽化対策の推進

- ・「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設の更新を進め、流域下水道の老朽化対策を推進する。

○水道施設の耐震化の推進

- ・各市町村の上下水道耐震化計画等に基づき、水道施設の耐震化が進められるよう、市町村水道事業者に対し、助言・指導を行う。

(上水道の応急復旧体制の強化)

○応急給水及び上水道の応急復旧体制の確保

- ・応急給水及び応急復旧体制の確保に努めるため、岐阜県水道災害対策実施要領に基づき、各市町村における応急給水用資器材及び応急復旧用資器材の保有状況を調査するとともに、そのとりまとめ結果を各市町村と共有する。

(下水道におけるBCP、災害時応援協定、防災訓練等によるソフト対策の推進)

○下水道におけるソフト対策の推進

- ・災害時における下水道復旧の迅速化等に向け、汚水処理に関する業務を行う関係団体との災害時応援協定に基づき、県、市町村及び関係団体との防災訓練を実施する。
- ・下水道BCP策定マニュアル等に基づき、下水道BCPのブラッシュアップを促進する。

(合併浄化槽への転換促進)

○合併処理浄化槽への転換支援の推進

- ・市町村が行う浄化槽設置整備事業及び公共浄化槽等整備推進事業に対する助成により、合併処理浄化槽の設置を推進し、汚水処理施設の早期整備を図る。特に、単独処理浄化槽やくみ取り槽については、撤去や宅内配管工事に係る経費も助成対象とし、合併処理浄化槽への転換を促進する。

(分散型電源としての再生可能エネルギーの活用)

○木質バイオマスの利用促進

- ・燃料材林（エネルギーの森）整備等の実証に取り組む事業者に対し、経費の一部を助成するとともに、燃料材林（エネルギーの森）の整備に取り組む事業者に対し、燃料材の搬出経費等の一部を助成する。

○小水力発電の導入促進

- ・ 県の管理する砂防堰堤などにおいて、小水力発電の導入の可能性の高い箇所に関する調査を行う。

(電気事業者の災害対応力強化)

○電力供給ネットワークの災害対応力強化

- ・ 大規模災害を想定した防災訓練を引き続き実施する。
- ・ 他電気事業者等から受入れた応援要員の早期稼働、緊急用務空域でのドローン活用、復旧活動拠点における支援体制の整備など、早期復旧のための体制を強化する。

(情報通信事業者の災害対応力強化)

○早期通信手段確保対策の推進

- ・ 大規模災害時に関連機関との連携体制による迅速な通信復旧を実現するため、県が実施する防災訓練等において、連携内容の確認を行う。また、大規模災害時に円滑な避難所支援を実現するため、各電気通信事業者との連絡体制を明確にし協力体制を強化する。
- ・ 大規模災害時における情報の錯綜を防ぐため、岐阜県災害対策本部設置時に積極的に情報連絡員を派遣し、正しい情報を取得することで実効性を確保する。

(ガス事業者の災害対応力強化)

○ガス事業者による防災対策の推進

- ・ 国や自治体の大規模地震想定に基づき、設備の耐震性を再評価し、必要に応じて対策を実施する。また、ガス導管の耐震化を計画的に推進する。
- ・ 県防災会議への出席を通じ、関係機関との連携及び体制の整備に努め、協力体制を強化する。
- ・ 災害リスクへの対応力を一層強化すべく教育体制の充実と通常時のフォローを実行する。

(燃料供給体制の強化)

○重要施設の調査・情報共有の実施

- ・大規模災害時の重要施設に対する緊急的な燃料供給を円滑に行うため、石油連盟との覚書に基づき、あらかじめ優先して燃料供給を行う必要がある施設を把握するとともに、施設の燃料設備等について情報共有を実施する。

<重要業績指標 (KPI) >

	指標名	基準値	目標値	現状値
1	ライフライン保全対策事業実施箇所数	134 箇所 (R6)	204 箇所 (R11)	146 箇所
2	県営水道重要給水施設基幹管路の耐震適合率	91% (R6)	93% (R11)	91% (R6)
3	上水道の基幹管路の耐震適合率	42% (R5)	60% (R11)	43% (R6)
4	急所施設（下水処理場(揚水施設)）の耐震化率	53% (R5)	65% (R11)	57% (R6)
5	浄化槽人口普及率	10% (H26)	10% (R7)	11% (R6)

(8) 行政機能 ～公助の強化～

【行政】

(災害初動対応力の強化)

○防災連携トップフォーラムの実施

- ・危機管理意識の醸成・災害対応力の強化を図るため、市町村長を対象に、近年の大規模災害の教訓を題材とした講演会や意見交換会等を実施する。

○豪雨災害対応防災訓練の実施

- ・風水害タイムラインに従い、全市町村参加の情報伝達訓練を実施する。また、ダム of 緊急放流に備え、ダム管理者、下流市町を含めた関係機関、住民が参加する訓練を実施する。

○災害時における支援体制の強化

- ・災害時における県・市町村の円滑な連携や対応力の強化に向け、県と複数の市町村で同一の災害シナリオを用いた防災訓練を実施する。
- ・災害時に県から市町村へ派遣する「情報連絡員」のスキルアップを図るため、研修や訓練を実施するとともに、対応に必要な資機材を整備する。
- ・被災市町村での災害対策全般をサポートする「災害マネジメント支援職員」を100名確保するとともに、専門性の高い研修や、市町村と連携した訓練を実施する。
- ・災害時の現地指揮所や、物品及び人員の搬送に活用する防災バスを更新・配備する。

○速やかな被災者の生活再建支援【再掲】

- ・災害時には、被害の状況に応じて、被災者生活再建支援法や県の被災者生活・住宅再建支援制度を速やかに適用し、被災者の生活再建を支援する。【再掲】
- ・被災者支援制度の利用に必要な罹災証明書を円滑に交付するため、住家被害の調査に必要な知識と技術を持った職員を育成する実践的な研修等を実施する。【再掲】
- ・県内市町村の防災業務のDX化が進むよう、避難所受付機能を有したアプリを活用し、市町村等と連携して避難所受付訓練を実施する。【再掲】

(支援物資の供給等に係る防災拠点機能の強化)

○物資輸送訓練の実施

- ・「新物資システム（B-PL0）」の操作訓練を実施する。

○活動拠点の確保に向けた取組の推進

- ・県広域防災拠点の活用状況を踏まえ、災害時における関係機関の活動拠点の追加指定について、検討を適宜実施する。

○道の駅の防災機能の強化

- ・災害時に停電や断水が発生した場合でも、道の駅のトイレを利用できるようにするため、汲み取り処理方式のマンホールトイレ等の整備を推進する。
- ・停電時でも、遠隔操作により、リアルタイムに道路情報や防災情報を発信できる「デジタルサイネージ」の道の駅への整備を推進する。

(庁舎等の防災拠点機能の活用)

○避難場所の確保に向けた取組の推進

- ・市町村における指定一般避難所の指定状況について調査を実施する。

(受援体制・広域連携の強化)

○災害時の受援体制・広域応援の強化

- ・大規模災害の課題などを踏まえ、「岐阜県災害時広域受援計画」の見直しを適宜実施する。
- ・「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」に基づき、災害時における応援体制を迅速に確保できるようにするため、緊急支援隊のメンバーの選定をあらかじめ実施する。
- ・災害時応援協定を締結する中部9県1市において、意見交換・情報共有を実施する。

(災害対策用資機材の確保・充実)

○災害時応急対策用資機材備蓄拠点の整備【再掲】

- ・道路の被災により既存拠点から到達することが困難となる地域に、使用頻度の高い資機材を備蓄するサテライト拠点を整備する。【再掲】
- ・災害時応急対策用資機材備蓄拠点を活用し、被災した土木施設等の応急復旧を効率的かつ効果的に実施するため、引き続き平時に資機材の点検及び関係機関との訓練を実施する。【再掲】

(住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化)

○住民等への情報伝達の強化

- ・多様な手段による避難情報等の伝達を推進するとともに、分かりやすい情報伝達文への改良に取り組む。
- ・「岐阜県川の防災情報」、「ぎふ川と道のアラームメール」及び「土砂災害警戒情報ポータル」の周知・啓発を実施する。
- ・中小河川の危機管理型水位計や河川監視カメラを適切に維持管理するとともに、出水時に避難判断の参考となる情報を市町村に確実に伝えるための情報伝達等に係る定期的な訓練を実施する。【再掲】
- ・手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者が、災害時においても対応できるよう、市町村での意思疎通支援事業や、現任者のスキルアップ研修を実施する。
- ・音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が、円滑に消防への通報が行えるよう、スマートフォン等から画面入力等により通報する「Net119緊急通報システム」について周知する。
- ・外国人観光客向けWEBサイト「Visit Gifu」において防災・災害関連情報を発信するとともに、岐阜県観光連盟と連携し、避難情報等をプッシュ型で提供するアプリの普及を促進する。
- ・災害時の避難指示等について、多言語による発信・情報提供を実施する。
- ・災害時における道路交通の混乱回避や、緊急車両等の円滑な通行を可能とするため、緊急輸送道路の主要な交差点などにカメラを設置し、交通状況を把握する。
- ・災害時には、インターネット等の各メディア、道路交通情報センター、交通・道路情報板、県道路情報提供システムを活用し、道路通行規制情報を提供する。

(切れ目のない被災者生活再建支援)

○災害ケースマネジメントに係るネットワークの構築

- ・ 県、市町村及び関係機関が一体となり、被災者一人ひとりの生活再建にスポットを当て、継続的な支援を行う「災害ケースマネジメント」を機能させるため、市町村や関係団体と連携し、「災害ケースマネジメント」に係る事例共有や研修会を実施する。

○被災者生活支援に係る情報の周知・啓発

- ・ 県ホームページ等において、被災者に対する生活支援情報の周知を実施する。
- ・ 災害救助法や被災者生活再建支援法に基づく制度について、市町村職員を対象に、研修等を実施する。

(防災情報通信システムの維持管理)

○岐阜県防災情報通信システムの維持管理

- ・ 地上系・衛星系・移動系の三層一体の防災情報通信システムについて、災害時においても確実に運用できるよう、適正に維持管理を実施する。
- ・ 衛星回線として利用している「地域衛星通信ネットワーク」の次期システムへの移行に伴い、本県衛星系設備更新工事の令和9年度までの完成に向けて、令和8年度に当該工事に着手する。

(行政情報通信基盤の耐災害性強化)

○岐阜情報スーパーハイウェイの耐災害性強化

- ・ 岐阜情報スーパーハイウェイの安定稼働のため、架空ケーブル区間における耐災害性の向上を図るとともに、アクセスポイント及び中継局の耐災害性の確保等を維持する。

(業務継続体制の整備)

○業務継続体制の整備

- ・ 「岐阜県業務継続計画」に基づき、災害時に備えた非常時優先業務を選定するとともに、職員の緊急時の連絡先を把握し、安否・参集状況の確認体制を維持する。

○情報システム部門の業務継続体制の確保

- ・情報システム部門の業務継続計画の実効性を高めていくための周知・訓練を実施するとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう更新を行う。
- ・高可用性を求める情報システムについて、外部データセンターやクラウドサービスの利用を推進する。

(非常用物資の備蓄促進)

○非常用物資の備蓄促進

- ・防災啓発イベントや 保健所研修会等において、各家庭における非常用物資の自主的な備蓄を促進する。また、携帯トイレや食物アレルギー対応食品といった、災害時に必要となる備蓄品のほか、災害時でも簡単に調理ができる食事等について周知・啓発を実施する。
- ・動物愛護フェスティバル等において、被災動物同行避難やペット用防災用品に関する周知・啓発を実施する。
- ・給食施設に対し、「給食施設における災害時給食提供マニュアル策定の手引き」を示し、災害時における給食提供体制の強化を推進する。

(災害時における食料供給体制の確保)

○災害時における食料供給体制の整備

- ・被災者に食料等を迅速に供給できるようにするため、民間企業等との災害時応援協定に基づく食料供給体制を維持する。
- ・災害時における食料の確保のため、「災害に対応する玄米の備蓄・供給に関する協定」に基づき、JA全農岐阜に対し、備蓄米管理に係る経費を助成する。

(被害想定の見直し)

○被害想定の見直しや周知・啓発方法の検討

- ・南海トラフ地震による震度分布や被害想定を見直すとともに、南海トラフ地震による他県からの避難者や観光客等の受入れを想定した避難対策について、検討を実施する。
- ・県民が南海トラフ地震による被害をより具体的にイメージできるようにするため、被害想定の分かりやすい周知・啓発方法について検討を実施する。

(迅速な災害復旧体制の整備)

○迅速な災害復旧に向けた取組の推進

- ・復旧工法の早期立案を支援する災害復旧支援隊（DRS）や災害査定前着工のほか、工場であらかじめ製造されたプレキャスト製品の積極的な活用など、災害からの早期復旧に向けた取組（岐阜モデル）を推進する。また、新技術の活用による災害査定の効率化も推進する。

(災害に伴う事象の複数かつ同時発生時における対応力の強化)

○孤立発生を想定した対策の推進

- ・県内の孤立予想地域の調査を実施し、その結果を「岐阜県孤立地域対策指針」に反映するとともに、関係機関と共有する。
- ・県内における孤立地域の発生を想定した防災訓練を実施する。
- ・孤立地域や避難所を支援できるよう、移動式トイレコンテナを整備し、県内に分散配置する。また、避難所の暑さ・寒さ対策として、スポットクーラーやヒーターを物資拠点に分散備蓄する。【再掲】

(複合災害への対応力の強化)

○複合災害への対応力の強化

- ・複合災害への対応力強化を図るため、地震後の豪雨のような複合災害の発生を想定した防災訓練を実施するとともに、訓練で明らかとなった課題等を踏まえ、災害対策マニュアル等の見直しを実施する。

(複合災害発生リスクの周知・啓発)

○複合災害発生リスクの周知・啓発

- ・防災啓発イベント等において、地域の特性に応じた複合災害の発生リスクについて周知・啓発を実施する。
- ・地震などの災害により、大雨警報・注意報の発表基準について、通常基準より引き下げた暫定基準が設けられた場合でも、適切に避難指示の発令等を行うことができるよう、市町村担当者会議などの場を通じ、市町村における災害対応マニュアル等の改定を促進する。

(原子力災害時における住民避難対策の強化)

○原子力防災訓練の実施

- ・原子力災害への対応力の充実・強化に向け、原子力防災訓練を行い、原子力防災対策に従事する職員の技量向上を図るとともに、関係機関との連携確認や住民に対する原子力防災の普及・啓発を実施する。

○ヘリコプター離着陸場の整備支援

- ・地震等に起因する原子力複合災害発生時において、土砂崩れ等による避難経路の交通遮断に備え、住民の避難に用いるヘリコプターの離着陸場の整備を支援する。

(復興事前準備・事前復興の推進)

○復興事前準備・事前復興に係る情報提供

- ・市町への立地適正化計画策定に係る助言・指導に併せて、事前復興に係る国のガイドラインや手引きを情報提供し、各市町において、地域の特性に応じた復興まちづくりを進めることができるよう支援する。

【警察・消防】

(警察災害派遣隊の体制強化)

○災害派遣部隊の充実強化

- ・被災者の捜索救助活動体制を確保するため、警察航空隊において、ヘリコプター操縦等技術訓練を実施し、資格の取得を推進する。
- ・災害時に早急な救出救助活動を行うため、油圧ショベルの整備及び操縦に必要な資格の取得を推進する。
- ・災害時における機動隊等部隊派遣に際しては、大型車両による隊員の輸送が伴うことから、大型車両の運転に必要となる運転免許取得を推進する。
- ・災害時に備え、関係機関と連携した実動訓練を実施する。

(災害対応力強化のための資機材等整備)

○総合通信指令システムの整備

- ・災害発生時の対応力を強化した、総合通信指令システムを維持し、管理する。

○災害対策装備資機材の整備

- ・災害警備活動に必要な警察車両及び装備資機材を整備する。

○非常時における即応体制の強化

- ・複数の箇所ですべて災害が発生した場合などでも、被災状況を早期に把握するため、小型無人機を増強するとともに、小型無人機オペレーターを養成する。

○消防職団員が使用する救助用資機材の使用法の習熟

- ・消防団員の災害対応能力の向上を図るため、大規模災害を想定し、ドローンの活用方法やチェーンソー、エンジンカッター等の救助資機材を用いた教育訓練を実施する。
- ・消防職員のドローン活用技術向上のため、熱探知機能を有するドローンを用いた捜索、救助活動に関する教育訓練を実施する。

(ヘリコプター広域応援体制の整備)

○応援警察ヘリコプターの受入れ体制の整備

- ・大規模災害時における他都道府県警察ヘリコプターの受入れに備え、航空自衛隊岐阜基地や他県警察航空隊と連携した訓練を実施する。

(警察署庁舎等の整備・耐災害性強化)

○警察署の改築整備

- ・老朽化・狭隘化が著しい警察署について、「基幹的な防災拠点」として必要な機能を備えた警察署とするため、改築整備を実施する。

[主な整備箇所]

多治見警察署、大垣警察署

○交番等の改築整備

- ・ 交番・駐在所の新設、移転建替等に際しては、耐災害性の高い場所の選定に向け、自治体等との調整を推進する。
- ・ 施設の機能不足や、敷地不足、位置不適、建物の老朽化等により、早期に建て替えが求められている交番・駐在所については、災害時における地域の活動拠点となるよう、改築整備を実施する。

(災害警備本部機能のバックアップ体制の整備)

○代替施設の確保

- ・ 災害時に、警察本部及び警察署における災害警備本部が機能しない場合に備え、代替施設の確保に向けた自治体等との調整を推進する。

(交通信号機等の耐災害性の強化)

○信号機電源付加装置の整備

- ・ 災害発生による停電時において、道路交通の混乱を防止するため、主要幹線道路（直轄国道、一般国道、主要地方道）及び緊急交通路予定路線等に設置した信号機に対して、即時に電源を供給することが可能となる信号機電源付加装置を整備する。

○老朽コンクリート製信号機柱の検査及び建替更新の実施

- ・ 災害時等における信号機柱の倒壊を防止するため、コンクリート製信号機柱の老朽化や点検結果に基づき、信号機柱を耐震性の高い鋼管柱へ更新する。

○交通監視用テレビカメラシステムの整備

- ・ 道路利用者に交通規制、道路障害、渋滞等の交通情報を提供するため、交通監視用テレビカメラシステムの運用体制を維持する。

(警察業務の継続体制強化)

○岐阜県警察業務継続計画の検証

- ・災害発生時における災害警備活動を実施しつつ、可能な限り通常の警察業務に係る機能を維持するため、様々な被害想定を踏まえ、「岐阜県警察業務継続計画」の検証を実施する。

(消防団員、水防団員等の確保・育成)

○消防団の活動の活性化促進及び普及・啓発

- ・地域が一体となって、消防団員やその家族に感謝し、応援する気運を醸成する、「ありがとうね！消防団・水防団応援事業所拡大キャンペーン」を実施する。
- ・「ぎふの消防団ポータルサイト」を改修し、消防団・水防団応援事業所の検索機能の統合や機能改善等を行う。
- ・消防団員確保につながる、今後の消防団の在り方などについて、アイデアを募集する。
[政策オリンピック]
- ・地域の現状や課題を踏まえ、市町村、消防団及び県が一体となって、消防団員確保に向けた取組を実施する。
- ・一般社団法人岐阜県消防協会による消防団への加入促進を目的とした事業に対して助成する。
- ・大規模災害団員のほか、女性、学生といった多様な人材の確保など、地域の実情を踏まえた消防団活動の活性化に資する取組を支援する。

○消防団協力事業所に対する支援

- ・消防団員を雇用し、消防団活動に協力する事業所等を支援するため、県の認定を受けた事業所等に対して事業税を減税する。

○消防職団員の現場対応力の強化

- ・消防団員の災害対応能力の向上を図るため、大規模災害を想定し、ドローンの活用方法やチェーンソー、エンジンカッター等の救助資機材を用いた教育訓練、避難所運営に関する研修を実施する。【再掲】
- ・消防団員の救助能力等の向上を図るため、倒壊家屋からの要救助者救出訓練などの実践的な教育訓練を実施する。

- ・全国で相次ぐ林野火災の発生を踏まえ、消防団における背負い式消火水のうなど林野火災に有効な資機材の整備を支援する。
- ・消防職員のドローン活用技術向上のため、熱探知機能を有するドローンを用いた捜索、救助活動に係る教育訓練を実施する。【再掲】

○水防活動への支援

- ・高齢化する水防団の団員数維持や水防技術伝承等のため、若手団員の加入促進に向けた水防活動の広報や水防資器材の提供等について支援する。

(消防力の強化)

○消防本部における消防指令業務の強化

- ・外国人からの119番通報対応や、災害現場での外国人救助等を円滑に行うため、多言語同時通訳体制を維持する。
- ・業務の効率化と迅速な災害対応が期待される消防指令業務の共同運用の実現に向け支援する。

(緊急消防援助隊の体制強化)

○緊急消防援助隊の災害対応能力の維持・向上

- ・大規模災害時における広域的な消防応援体制の強化を図るため、緊急消防援助隊岐阜県大隊を増隊する。
- ・部隊の災害対応能力の維持・向上を図るため、消防機関が中部ブロック合同訓練に参加し、関係機関と連携した訓練を実施する。

<重要業績指標 (KPI) >

	指標名	基準値	目標値	現状値
1	災害マネジメント支援職員数 [単年度]	100人 (R6)	100人 (毎年度)	74人
2	物資輸送訓練実施回数 [単年度]	1回 (R6)	1回 (毎年度)	1回 (達成)
3	地域防災計画で防災拠点として位置付けられた県管理道路上の道の駅におけるトイレの防災化の整備箇所数	14箇所 (R6)	20箇所 (R11)	14箇所
4	災害時応急対策用資機材備蓄拠点(サテライト含む)の整備箇所数	13箇所 (R6)	17箇所 (R11)	14箇所

	指標名	基準値	目標値	現状値	
5	道の駅や除雪基地等へのバックアップ拠点の整備箇所数	— (R6)	12箇所 (R11)	5箇所	
6	岐阜県公式LINE友達登録者の数	10,032人 (R6)	20,000人 (R11)	15,798人	
7	「ぎふ川と道のアラームメール」登録者数【再掲】	18,507人 (R6)	20,500人 (R11)	18,761人	
8	手話通訳者統一試験合格者数	42人 (R4)	66人 (R8)	62人	
9	要約筆記者（手書）統一試験合格者数	52人 (R4)	60人 (R8)	59人	
10	要約筆記者（PC）統一試験合格者数	28人 (R4)	36人 (R8)	31人	
11	盲ろう者通訳・介助者養成人数	298人 (R4)	310人 (R8)	301人 (R6)	
12	県・市町村職員を対象にした災害ケースマネジメントに関する研修会の開催数	2回 (R6)	12回 (R11)	3回	
13	住家被害調査員育成研修受講者数	339人 (R6)	1,350人 (R11)	481人	
14	災害に備えて水・食料を備蓄している人の割合	69% (R6)	75% (毎年度)	77% (達成)	※1
15	基幹防災拠点としての警察施設整備率	60% (R5)	100% (R10)	60%	
16	可搬式発動発電機接続対応信号機の整備箇所数	2,165箇所 (R5)	2,650箇所 (R11)	2,734箇所 (達成)	※2
17	信号機電源付加装置の整備箇所数	95箇所 (R5)	105箇所 (R11)	99箇所 (R6)	
18	老朽コンクリート製信号機柱の残存数	3,596本 (R5)	2,986本 (R11)	3,358本 (R6)	
19	消防団員に対する大規模災害対応訓練の実施人数	67人 (R5)	1,380人 (R11)	357人	
20	消防団員の条例定数を充足している市町村の数	5市町村 (R6)	10市町村 (R11)	6市町村	
21	県内専任水防団の団員充足率 [単年度]	97% (R6)	100% (毎年度)	96%	
22	緊急消防援助隊岐阜県隊の登録隊数	150隊 (R6)	164隊 (R11)	150隊	※3

※1 目標達成による新たな目標年度の設定（75%(R11)→75%(毎年度)）

※2 目標達成により指標を削除

※3 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（国）の改定に伴う目標値の変更（159(R11)→164(R11)）

(9) 環境 ～廃棄物及び有害物質対策～

(災害廃棄物対策の推進)

○災害廃棄物処理体制の強化

- ・ 災害時に多量に発生する災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、県及び市町村担当者等を対象とした演習及び研修を実施するほか、国や近隣県との広域的な連携・応援体制を相互に確認する訓練等に参加する。
- ・ 市町村が実施する老朽化したごみ焼却施設の更新、基幹改良に対して支援する。

(有害物質対策の検討)

○建築物の吹付アスベスト対策の推進

- ・ 建築物における吹付アスベストの飛散防止対策等を指導する。

○石綿飛散防止対策の強化

- ・ 建築物の解体等工事における大気中へのアスベスト飛散防止の徹底を図るため、立入及び周辺大気環境調査等による監視体制を強化する。
- ・ 災害時に倒壊建築物等から飛散するアスベストのばく露を防止するため、市町村及び関係機関との連携強化に向けた取組を実施する。

(有害物質の排出・流出時における監視・拡散防止策の推進)

○大気汚染状況の監視体制の確保

- ・ 大気汚染防止法に基づく常時監視を実施するため、大気測定機器の更新等を行う

○火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出の防止

- ・ ガス検知・火災検知・換気設備など、必要となる安全設備整備に係る周知・啓発を実施する。

(河川に流出したごみ等の撤去)

○河川環境保全の推進

- ・災害の発生防止を図るため、河積を阻害している流木・河道内樹木の撤去を推進する。

(放射線モニタリング体制の確保)

○放射線モニタリング体制の確保

- ・本県における放射線の影響を適切に把握できるようにするため、県内のモニタリングポストの適切な維持管理を実施する。
- ・原子力災害への対応力の充実・強化に向け、原子力防災訓練を行い、原子力防災対策に従事する職員の技量向上を図るとともに、関係機関との連携確認や住民に対する原子力防災の普及・啓発を実施する。【再掲】

<重要業績指標 (KPI) >

	指標名	基準値	目標値	現状値
1	災害廃棄物処理図上演習への市町村担当者の参加者数	153人 (R5)	290人 (R11)	214人
2	緊急時モニタリング訓練の実施回数 [単年度]	1回 (R6)	1回 (毎年度)	1回 (達成)

(10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 ～自助・共助の最大化～

(防災教育の推進)

○防災啓発の充実

- ・ 防災啓発コンテンツの充実を図るため、県公式LINEへの登録促進や、教職員向けの動画等の教材製作などを実施する。
- ・ 県内各地の大型商業施設等で、地震体験車を活用した防災啓発イベントを実施する。
- ・ 県民に対する防災関連情報の周知・啓発機会の強化を図るため、「岐阜県広域防災センター」内で、防災士等による、防災に関するワークショップの開催及び県民の防災・減災に係る相談窓口を設置する。

○防災教育を中心とした実践的安全教育等の推進

- ・ 公立学校に、防災や交通安全に係る外部講師を派遣し、児童生徒や教職員に対する講話や、命を守るための方策等への指導・助言を実施する。
- ・ 学校において、年間3回の異なる危険を想定した命を守る訓練を実施する。
- ・ 体系的・系統的な防災教育の実践に向け、災害時における地域との連携や命を守るための取組について考え、実践する「高校生防災アクション」を推進する。
- ・ 学校安全推進体制の構築のため、モデル地域を選定し、校種を越えた連携や地域との協働に関わる実践・研究を行うとともに、その成果等を県内の学校に普及する。
- ・ 学校において、災害種類に応じた適切な指示、避難誘導ができる教員（防災教育のスペシャリスト）を養成するための校種別研修を実施する。
- ・ 公立学校の管理職や安全管理者を対象に、国からの周知事項の伝達や専門家による講義、先進的な取組の紹介などを内容とする講習を実施する。
- ・ 県立学校教職員に対し、防災リーダー育成講座の受講による防災士資格取得を支援することで、防災リーダーとして活躍できる人材を育成する。
- ・ 小学校の「総合的な学習の時間」を活用した防災に関する学習や、水辺でのイベントを通じた防災啓発などの防災教育を進め、水害・防災への意識を深めていく。【再掲】
- ・ 県内には石積砂防堰堤など数多くの伝統的砂防施設が残っており、先人たちが古くから土砂災害と闘ってきた歴史について、小学校の「総合的な学習の時間」や砂防副読本などを活用し、次世代へ語りつなぎ、土砂災害・防災への意識を深めていく。【再掲】

(災害から命を守る岐阜県民運動の推進)

○災害から命を守る岐阜県民運動の推進

- ・ 県民一人ひとりが災害に対する切迫感を持ち、実際の行動に結びつける県民運動を推進する。
- ・ 県内の地理的特性や過去の災害、今後想定される地震、災害への備えなどをテーマに、小学生にも分かる内容の防災啓発テレビ番組を制作する。

(住民主体での避難対策の強化)

○「災害・避難カード」を作成する取組の普及・促進

- ・ 住民と市町村が主体となった地区避難計画や、住民一人ひとりが避難の手順について考える「災害・避難カード」やデジタル版「災害・避難カード」を作成する取組を市町村に広く普及するため、講師の派遣や助言を実施する。
- ・ 「災害・避難カード」やデジタル版「災害・避難カード」を作成する取組などを通じ、災害時取るべき行動について子どもの頃から理解を深めるため、防災教育を担う教員を対象とした研修や出前講座を実施する。
- ・ 「災害・避難カード」やデジタル版「災害・避難カード」の認知度を高めるため、防災啓発イベント等において、普及・啓発を実施する。

○住民主体による避難訓練等の実施

- ・ 県民からアイデアを募って優れた政策を選ぶ「政策オリンピック」で提案のあった優良事例を県内に広く普及するため、当該優良事例の要素を取り入れた防災訓練をモデル的に実施する自治会等に対して、訓練に必要な経費を支援する。
- ・ 南海トラフ地震臨時情報発表時に、個々の状況に応じた適切な防災行動や避難行動を行えるよう、防災訓練や周知・啓発を実施する。
- ・ 線状降水帯などの防災気象情報を、県民が正しく理解し、主体的な避難行動に対する意識の醸成・向上を図ることができるようにするため、研修や講習を実施する。
- ・ 市町村が適時的確な避難情報を発令することができるよう、「気象防災アドバイザー」を活用し、専門的見地からの助言やスキルアップ研修を実施する。

○防災に係る普及啓発・人材育成

- ・ 安全・安心な「防災立県」を実現するため、県民の防災意識の向上を図るとともに、防災庁の誘致に向けた機運を高めるシンポジウムを開催する。

- ・地域コミュニティの未来を担う子どもへの防災意識の定着を図るため、子ども主体で防災に取り組む「防災クラブ」について、設立や、避難訓練等をモデル的に実施する経費を支援する。
- ・外国人を含む登山者が、準備段階から北アルプス登山に潜む危険性を正しく認識できるように安全登山啓発動画を制作し、SNS等で発信する。【再掲】

○住民への災害リスクの周知

- ・市町村による想定最大規模の降雨に基づく浸水想定区域に対応したハザードマップの改定を支援する。
- ・追加公表された浸水想定区域図に基づき、中小河川における水害に対応するため、市町村での洪水ハザードマップ作成を支援する。

(要配慮者支援の推進)

○個別避難計画の作成促進

- ・県内市町村の取組事例の紹介や、個別避難計画策定に係る自治会向け研修会への講師派遣などにより、市町村における個別避難計画の作成を促進する。

○見守りネットワーク活動の推進

- ・市町村における支え合いの活動を促進するため、市町村及び社会福祉協議会の職員等を対象に、活動に係る優良事例を紹介するセミナー等を実施する。

(防災人材の育成・活躍促進)

○「ぎふ防災・減災センター」を核とした防災人材の育成・活躍の促進【再掲】

- ・「ぎふ防災・減災センター」において、防災リーダー育成講座等を実施し、地域で活躍できる防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材がそれぞれの地域で活躍できる機会の創出を促進する。【再掲】

○災害時等における外国人への支援強化

- ・「公益財団法人岐阜県国際交流センター」に登録されている災害時語学ボランティアの育成を図るとともに、その確保に向けた取組を推進する。

- ・大規模災害時に市町村等からの依頼に基づいて、翻訳や通訳ボランティアの派遣調整等を行う「岐阜県災害時多言語支援センター」の設置・運営訓練を実施する。
- ・市町村の外国人防災対策状況を取りまとめた「市町村外国人防災対策カルテ」を活用し、市町村に対して、外国人防災対策の促進に向けた働きかけを実施する。
- ・防災に係る啓発や災害時のサポートなど、地域における外国人防災対策を担う外国人防災リーダーを育成する。
- ・災害時の避難指示等について、多言語による発信・情報提供を実施する。【再掲】
- ・外国人県民向けの「日本の災害を学ぶための講座」を実施する。

(コミュニティ活動の担い手養成)

○地域の絆づくりの推進

- ・平時からのコミュニティの活力維持を図るため、地域毎の状況や地域の抱える課題に即した講座を実施し、地域づくり活動を実践できる人材を養成する。

(建設業の担い手育成・確保)

○建設・建築業を担う人材の育成・確保

- ・建設業への人材の入職、育成及び定着の促進を図るため、労働環境の改善や人材の育成等に積極的に取り組む企業を「ぎふ建設人材育成リーディング企業」として認定する。
- ・建設業の魅力や役割等を紹介する中学生向け出前授業等を実施する。
- ・将来的な建設業の担い手の確保を目的に、「かっこいい建設業」の動画を作成し建設業の魅力を発信する。
- ・若手人材離職防止事業を実施し、建設業の人材定着を図る。
- ・「働いてもらい方改革」企業展を実施する。
- ・建設ICT人材育成センターが実施する各種研修、建設業の魅力発信、「働いてもらい方改革」をテーマとした経営者向けセミナー等の事業を支援し、産学官連携による人材の育成・確保を推進する。
- ・技術者の定着化・離職防止を図るため、若手技術者に向けた技術力向上研修、経営者に向けた職場環境改善研修を実施する。
- ・将来の建築人材の裾野拡大を図るため、小学生から大学生を対象に、各学習ステージに応じた段階的な啓発・体験機会を提供するための事業を継続的に実施する。
- ・BIM（設計、施工等の情報を一元的に構築管理するための手法）やICTを活用した生産性向上のための研修等を実施する。

<重要業績指標 (KPI) >

	指標名	基準値	目標値	現状値
1	災害への備えを1つでも行っている人の割合 [単年度]	92% (R6)	92% (毎年度)	94% (達成)
2	ハザードマップにより地域の危険性を把握している人の割合 [単年度]	75% (R6)	75% (毎年度)	61%
3	災害の種類に応じた避難場所・避難経路を把握している人の割合	75% (R6)	100% (R11)	79%
4	「岐阜県広域防災センター」年間利用者数 [単年度]	4,350 人 (R5)	7,000 人 (毎年度)	6,230 人
5	異なる危険を想定した命を守る年間3回の訓練実施率 (小学校)	95% (R5)	100% (R11)	96% (R6)
6	異なる危険を想定した命を守る年間3回の訓練実施率 (中学校)	98% (R5)	100% (R11)	95% (R6)
7	異なる危険を想定した命を守る年間3回の訓練実施率 (高校)	92% (R5)	100% (R11)	92% (R6)
8	高校生防災アクション実施校数	47 校 (R5)	84 校 (R11)	84 校
9	県内小学校における総合的な学習の時間等を活用した河川防災・水難事故防止等に関する啓発活動の実施率 [単年度] 【再掲】	—% (R5)	100% (毎年度)	100% (達成)
10	災害・避難カード作成事業実施市町村数	36 市町村 (R5)	42 市町村 (R11)	36 市町村
11	南海トラフ地震臨時情報の認知度 [単年度]	33% (R6)	75% (毎年度)	56%
12	巨大地震の発生を想定した防災訓練 (災害対策本部の設置・運営) を実施した市町村数	20 市町村 (R6)	42 市町村 (R11)	25 市町村
13	気象防災に関する研修等の実施回数 [単年度]	2 回 (R5)	3 回 (毎年度)	2 回
14	「事前に避難行動要支援者名簿情報の提供について同意を得た方を対象とした個別避難計画」の策定市町村数	20 市町村 (R5)	42 市町村 (R11)	11 市町村
15	洪水浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等における避難確保計画の作成に向けた講習会への参加施設数 【再掲】	1,040 施設 (R5)	1,940 施設 (R11)	1,291 施設
16	「ぎふ防災・減災センター」による地域防災リーダー育成講座受講者数	1,430 人 (R5)	2,130 人 (R11)	1,723 人 ※1
17	「ぎふ防災・減災センター」による避難所運営指導者養成講座養成者数	3,601 人 (R5)	3,900 人 (R11)	3,601 人 ※2
18	「ぎふ防災・減災センター」による避難所運営基礎講座受講者数 【再掲】	2,750 人 (R5)	3,343 人 (R11)	3,143 人 ※2
19	外国人防災リーダーの確保数	15 人 (R5)	70 人 (R11)	36 人 ※3
20	防災士の育成数	9,237 人 (R5)	12,500 人 (R11)	10,696 人
21	地域の課題解決応援事業参加者数	1,178 人 (R5)	5,890 人 (R11)	249 人 (R6)
22	ぎふ建設人材育成リーディング企業認定数	338 社 (R5)	430 社 (R11)	407 社
23	ぎふ建設人材育成・確保連携協議会正会員数	195 社 (R5)	230 社 (R11)	217 社
24	建設ICT人材育成センターが主催する研修の受講者数	5,794 人 (R5)	11,800 人 (R11)	7,816 人

※1 指標名の変更 (「清流の国ぎふ 防災・減災センター」による清流の国ぎふ防災リーダー育成講座受講者数→「ぎふ防災・減災センター」による地域防災リーダー育成講座受講者数)

※2 指標名の変更 (「清流の国ぎふ 防災・減災センター (略)」→「ぎふ防災・減災センター (略)」)

※3 目標達成による新たな目標値の設定 (35人(R11)→70人(R11))

(11) 官民連携 ～民間リソースを活かした対応力強化～

(支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化)

○災害時応援協定締結機関との連携強化

- ・民間団体との「顔の見える関係」の構築を図るため、対応手順等を防災訓練において確認するとともに、災害時応援協定の更なる拡充に向けた検討を実施する。

(救出救助に係る連携体制の強化)

○自衛隊、警察、消防等の関係機関及び民間事業者等との訓練の実施

- ・災害時における連携体制の強化を図るため、自衛隊、警察等の関係機関及び民間事業者等が参加する防災訓練を実施する。
- ・部隊の災害対応能力の維持・向上を図るため、消防機関が中部ブロック合同訓練に参加し、関係機関と連携した訓練を実施する。【再掲】

○道路啓開訓練の実施【再掲】

- ・国や災害時応援協定を締結している建設業協会等と連携し、災害時における橋梁と道路の接続部の段差解消、ガレキ等の障害物の迅速な除去など、緊急車両の通行ルート確保に係る訓練を実施する。【再掲】

(災害ボランティアの受入れ・連携体制の構築)

○災害ボランティアの受入れ体制強化

- ・被災者支援に携わる行政、社会福祉協議会、ボランティアの「顔の見える」関係づくりを進めるため、災害ボランティア支援協議会や、市町村・市町村社会福祉協議会との意見交換会のほか、災害ボランティア連絡調整会議設置訓練を実施する。
- ・岐阜県社会福祉協議会による災害ボランティアセンター運営支援者研修に対して支援する。
- ・NPO・ボランティア団体等の活動支援や活動調整を行う「災害中間支援組織」の設置に向け、関係機関との協議を進める。

<重要業績指標（KPI）>

	指標名	基準値	目標値	現状値
1	物資輸送訓練実施回数 [単年度] 【再掲】	1 回 (R6)	1 回 (毎年度)	1 回 (達成)
2	関係機関参加の総合防災訓練の実施回数 [単年度]	1 回 (R6)	1 回 (毎年度)	1 回 (達成)
3	災害ボランティア運営支援者向け研修会の参加者数	1,425 人 (R5)	3,225 人 (R11)	1,702 人 (R6)

(12) メンテナンス・老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～

(社会資本の適切な維持管理)

○道路施設の計画的な維持管理の推進

- ・ 県が管理する道路施設は、土砂災害や地震などの災害から人命を守る重要な施設である。そのため、これらの施設が災害時にも確実に機能を発揮するよう、計画的・戦略的な維持管理を実施し、施設機能の長期保全を図る。

[主な整備箇所]

- | | |
|----------|--------------------------|
| (舗装補修) | (国) 248号 (多治見市) |
| | (国) 418号 (美濃加茂市) |
| | (主) 大垣一宮線 (羽島市) |
| (橋梁補修) | (主) 津島南濃線 東海大橋木曾川橋 (海津市) |
| (橋梁更新) | (国) 156号 尾神橋 (高山市～白川村) |
| | (主) 川島三輪線 藍川橋 (岐阜市) |
| (トンネル補修) | (国) 303号 久瀬トンネル (揖斐川町) |
| (施設点検) | (国) 471号 野口トンネル (飛騨市) |
| | (主) 美濃洞戸線 新美濃橋 (美濃市) |
| | (主) 土岐可児線 広見橋 (可児市) |

○河川施設の「予防保全型」維持管理の推進

- ・ 洪水時に県民の生命はもとより財産や暮らしを水害から守るため、河道の流下能力が確実に確保されるよう、航空レーザによる効率的かつ高精度な測量を行い、計画的な維持管理を実施する。また、「岐阜県河川インフラ長寿命化計画」の見直しを行い、老朽化が著しい大規模構造物の更新や予防保全型の維持管理を効率的かつ効果的に推進する。

[主な整備箇所]

<県事業>

岩村ダム (恵那市)、丹生川ダム (高山市) ほか

○砂防施設の「予防保全型」維持管理の推進

- ・砂防施設の高齢化に対応するため、「岐阜県砂防関係施設長寿命化計画」に基づき、施設点検及び補修・改築を計画的に実施する。

[主な整備箇所]

カ山（関市）、白口谷（揖斐川町） ほか

○治山施設の維持管理

- ・「岐阜県治山施設長寿命化計画」に基づき、治山施設の定期点検及び適切な補修・改築・機能強化対策を実施する。

（公共施設等の長寿命化対策）

○県有建物長寿命化の推進

- ・「岐阜県県有建物長寿命化計画」に基づき、県有建物の維持管理・更新を推進する。

○県営住宅長寿命化の推進

- ・「岐阜県公営住宅等長寿命化計画」に基づき、県営住宅の維持管理・更新を推進する。

（メンテナンスに関する人材の養成）

○メンテナンスに関する人材育成の推進

- ・県、岐阜大学、産業界が連携し、点検や補修に関する高度な技術を有する「社会基盤メンテナンスエキスパート（ME）」を養成するとともに、地域の道路を見守る「社会基盤メンテナンスサポーター（MS）」を小中学校関係者や高校生などに拡大し、効率的かつ効果的な維持管理を推進する。

（市町村に対する技術的支援）

○市町村に対する技術的支援

- ・土木事務所における社会資本メンテナンス相談窓口などを活用し、市町村に対する維持管理や災害復旧の技術的な支援を推進する。

<重要業績指標 (KPI) >

	指標名	基準値	目標値	現状値
1	二巡目の定期点検(R 1 ~ R 5)で早期に措置を講ずべき状態とされた道路施設の対策を実施した割合	46% (R6)	100% (R11)	56%
2	「岐阜県河川インフラ長寿命化計画」の健全度評価結果を踏まえた対応済（「措置段階」以外）の割合 [単年度]	100% (R5)	100% (毎年度)	100% (達成)
3	「岐阜県砂防関係施設長寿命化計画」に基づく補修・改築の完了率	56% (R6)	81% (R11)	61%
4	社会基盤メンテナンスエキスパートの養成人数	684人 (R6)	800人 (R11)	734人

(13) デジタル等新技術活用 ～デジタル等新技術による強靱化施策の高度化～

(情報収集や被災者支援等に向けた災害対応策等の高度化)

○デジタル等新技術の活用推進

- ・施設の点検や災害時の迅速な被災状況の把握にドローンを活用する。
- ・災害時に、ヘリコプターやドローンによる空からの迅速な被災状況の把握や支援を行うことができるよう、災害対策本部における情報共有体制等の構築や、ヘリコプター離発着可能候補地の把握に向けた取組を推進する。
- ・災害時に、固定電話、携帯電話及び防災行政無線が使用不可能となる場合に備え、衛星携帯電話や、令和6年度に導入した衛星通信機器（スターリンク）の維持管理を実施する。
- ・地震発生後の道路、河川、砂防の各施設の被災状況の把握及び道路啓開ルートの手早かな確認のため、災害時応援協定締結業者等によるパトロールに際しては、県のパトロールシステムを活用する。
- ・道路施設の損傷等を的確に把握し、維持管理の効率化を図るため、道路パトロールにおいてAIによる画像解析を試行する。

○デマ情報の拡散防止

- ・災害時には、SNS上に流通する様々な情報をAIの活用などにより迅速に把握し、虚偽・デマ情報への注意喚起や正確な情報の発信を実施する。
- ・防災啓発イベント等において、災害時の情報収集の方法や、虚偽・デマ情報の危険性について周知・啓発を実施する。

○デジタル等新技術の確実な運用に向けた研修等の実施

- ・ドローンやタブレット、衛星通信機器（スターリンク）等の活用による被災状況の早期把握体制の確保に向け、県職員を対象とした操作手順等の習熟に係る研修や訓練を実施する。

○防災関連システムの導入・機能改修の推進

- ・令和8年度からの気象情報の改正を受け、被害情報集約システム及び防災情報モバイルネットワークシステムを改修する。

- ・県内市町村の防災業務のDX化が進むよう、避難所受付機能を有したアプリを活用し、市町村等と連携して避難所受付訓練を実施する。【再掲】
- ・災害時に、県民が「分散避難システム」を円滑に利用できるようにするため、防災啓発イベント等において、災害時における積極的な「分散避難システム」の利用について、周知・啓発を実施する。

○「災害・避難カード」を作成する取組の普及・促進【再掲】

- ・住民と市町村が主体となった地区避難計画や、住民一人ひとりが避難の手順について考える「災害・避難カード」やデジタル版「災害・避難カード」を作成する取組を市町村に広く普及するため、講師の派遣や助言を実施する。【再掲】
- ・「災害・避難カード」やデジタル版「災害・避難カード」を作成する取組などを通じ、災害時に取るべき行動について子どもの頃から理解を深めるため、防災教育を担う教員を対象とした研修や出前講座を実施する。【再掲】
- ・「災害・避難カード」やデジタル版「災害・避難カード」の認知度を高めるため、防災啓発イベント等において、普及・啓発を実施する。【再掲】

(防災・減災データの提供・情報発信の推進)

○「震度情報ネットワークシステム」の運用維持

- ・県内各地の震度を観測するための「震度情報ネットワークシステム」について、安全性、信頼性、即時性を備えた運用を維持する。

○防災・減災データの広域オープンデータ化

- ・県と市町村が連携し、防災に係るデータをオープンデータとして提供する。

○航空レーザ測量データの活用促進

- ・「県域統合型GIS」において、航空レーザ測量データを公開し、利用希望者が容易にデータ取得できる環境を維持する。

○情報発信拠点におけるデジタル等新技術の活用

- ・「岐阜県広域防災センター」が来館者にとって分かりやすい防災教育や情報発信の拠点となるよう、配備済のVRゴーグルや、地形ジオラマへのプロジェクションマッピング投影など新技術の活用も踏まえ、機能向上に向けた検討を実施する。

<重要業績指標（KPI）>

	指標名	基準値	目標値	現状値
1	ドローンを活用した情報収集訓練の実施回数	一回 (R6)	5回 (R11)	1回
2	県職員のドローン操作研修受講者数	174人 (R6)	630人 (R11)	289人
3	分散避難システムを活用した訓練実施回数	一回 (R6)	5回 (R11)	1回
4	デジタル版「災害・避難カード」作成事業実施市町村数	20市町村 (R5)	42市町村 (R8)	36市町村
5	岐阜県公式LINE友達登録者の数【再掲】	10,032人 (R6)	20,000人 (R11)	15,798人